

議 案 等 の 部

議 案 等 の 部 目 次

1 議 案

(1) 知事提出議案

(令和6年6月20日上程・令和6年7月5日可決)

第 1 号	令和6年度長野県一般会計補正予算（第1号）案	1
第 2 号	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案	7
第 3 号	長野県県税条例の一部を改正する条例案	9
第 4 号	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例案	13
第 5 号	幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案	14
第 6 号	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	15
第 7 号	国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例案	16
第 8 号	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案	17
第 9 号	県庁災害対策用発電設備工事請負契約の締結について	19
第 10 号	県民文化会館舞台機構改修工事請負契約の締結について	20
第 11 号	児童保護措置事務に係る損害賠償について	21
第 12 号	水道管の漏水事故に係る損害賠償について	23
第 13 号	県営かんがい排水事業菅平地区菅平小水力発電施設建設工事変更委託契約の締結について	25
第 14 号	一般国道141号道路改築工事（海尻）委託契約の締結について	26
第 15 号	一般国道418号道路改築工事（天竜川橋2工区）請負契約の締結について	27
第 16 号	一般国道141号道路改築工事（平原大橋）変更請負契約の締結について	28
第 17 号	一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事（新万年橋2	

	工区) 変更請負契約の締結について……………	29
第 18 号	一般県道上飯田線道路改築工事 (共和) 変更委託契約の 締結について……………	30
第 19 号	一般県道上松南木曾線道路改築工事 (読書ダムから戸場 1 号トンネル) 変更請負契約の締結について……………	31
第 20 号	一級河川諏訪湖河川改修工事 (釜口水門) 請負契約の締 結について……………	32
第 21 号	一級河川求女川河川改修工事 (鉄道交差部整備) 変更委 託契約の締結について……………	33
第 22 号	一級河川千曲川災害復旧助成工事 (百合居橋) 変更請負 契約の締結について……………	34
第 23 号	一級河川千曲川災害復旧助成工事 (箕作から月岡 1 工 区) 変更請負契約の締結について……………	35
第 24 号	一級河川千曲川災害復旧助成工事 (箕作から月岡 2 工 区) 変更請負契約の締結について……………	36
第 25 号	令和 2 年公共土木施設災害復旧工事 (足瀬 3 工区) 変更 請負契約の締結について……………	37
報第 1 号	令和 5 年度長野県一般会計補正予算 (第 7 号) の専決処 分報告……………	40
報第 2 号	長野県県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告……………	49

(令和 6 年 6 月 20 日上程)

報第 3 号	県有地隣接地の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	55
報第 4 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	57
報第 5 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	59
報第 6 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	61
報第 7 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	63
報第 8 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	65
報第 9 号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	67
報第 10 号	県有地の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	71
報第 11 号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	73
報第 12 号	訴えの提起の専決処分報告……………	77

報第13号	訴えの提起の専決処分報告	79
報第14号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告	81
報第15号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告	83
報第16号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告	85
報第17号	特別支援学校敷地内の事故に係る損害賠償の専決処分報告	87
報第18号	令和5年度長野県一般会計予算の繰越しについて報告	89
報第19号	令和5年度長野県流域下水道事業会計予算の繰越しについて報告	102
報第20号	令和5年度長野県電気事業会計予算の繰越しについて報告	103
報第21号	令和5年度長野県水道事業会計予算の繰越しについて報告	104

(令和6年6月25日上程・令和6年6月28日可決)

第26号	公安委員会委員の選任について	38
第27号	教育委員会委員の選任について	39

(2) 議員提出議案

(令和6年6月28日上程・同日可決)

議第1号	安全・安心な山岳観光の一層の推進を求める意見書 (案)	105
議第2号	リニア中央新幹線の一刻も早い開業の実現を求める意見書 (案)	106
議第3号	刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書 (案)	107
議第4号	国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書 (案)	108
議第5号	地方財政の充実・強化を求める意見書 (案)	109
議第6号	義務教育の更なる充実を求める意見書 (案)	110
議第7号	女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな検討を求める意見書 (案)	111

議第9号 地域におけるこども誰でも通園制度（仮称）の充実等を 求める意見書（案）	113
---	-----

議第12号 国の地方公共団体に対する指示権の慎重かつ適切な行使 を求める意見書（案）	116
---	-----

（令和6年6月28日上程・同日否決）

議第8号 健康保険証の廃止の延期を求める意見書（案）	112
----------------------------	-----

議第10号 教員の処遇の抜本的な見直しを求める意見書（案）	114
-------------------------------	-----

議第11号 国の地方公共団体に対する補充的な指示に関する地方自 治法の条項の廃止を求める意見書（案）	115
---	-----

(3) 委員会提出議案

（令和6年6月28日上程・同日可決）

委第1号 長野県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）	117
------------------------------	-----

2 諸般の報告

（令和6年6月20日報告）

説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	118
---------------------	-----

長野県地域公共交通計画の策定について	119
--------------------	-----

第3期信州保健医療総合計画の策定について	120
----------------------	-----

第9期長野県高齢者プランの策定について	121
---------------------	-----

長野県障がい者プラン2024（長野県障害者計画・第7期障害福祉計 画・第3期障害児福祉計画）の策定について	122
--	-----

令和5年度における長野県の歯科口腔保健に関する施策の実施状況 について	123
--	-----

持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策の実施状況について	124
------------------------------	-----

長野県伝統的工芸品産業振興施策の実施状況について	125
--------------------------	-----

令和5年度行政監査の結果に関する報告について	126
------------------------	-----

現金出納検査結果	127
----------	-----

3 発言通告者一覧表	131
------------	-----

4	決算特別委員会委員名簿	132
5	請願・陳情文書表	133
6	請願取下願	137
7	委員会審査報告書	
	県民文化健康福祉委員会	138
	産業観光企業委員会	144
	農政林務委員会	147
	危機管理建設委員会	151
	環境文教委員会	155
	総務企画警察委員会	161
	決算特別委員会	164
8	受付締切後提出された陳情	165

第 1 号

令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案

令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30 億 4,702 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 兆 21 億 5,957 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

		歳 入			
	款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9	国 庫 支 出 金		115,605,557	1,203,355	116,808,912
		1 国 庫 負 担 金	60,920,361	2,500	60,922,861
		2 国 庫 補 助 金	53,009,047	1,200,855	54,209,902
13	繰 越 金		1	713,999	714,000
		1 繰 越 金	1	713,999	714,000
14	諸 収 入		165,563,066	58,673	165,621,739
		7 雑 入	4,920,185	58,673	4,978,858
15	県 債 償		68,001,000	1,071,000	69,072,000
		1 県 債	68,001,000	1,071,000	69,072,000
	歳 入 合 計		999,112,547	3,047,027	1,002,159,574

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総 務		42,379,697	72,539	42,452,236
	1 総 務 管 理 費	20,328,134	10,170	20,338,304
	2 企 画 費	6,851,254	11,000	6,862,254
	6 防 災 費	2,241,798	47,619	2,289,417
	7 災 害 救 助 費	5,050	3,750	8,800
3 民 生		136,905,276	15,120	136,920,396
	2 児 童 福 祉 費	21,474,444	5,000	21,479,444
	4 生 活 保 護 費	2,405,590	10,120	2,415,710
4 衛 生		24,183,566	512,824	24,696,390
	1 医 務 費	7,231,157	1,084	7,232,241
	4 公 衆 衛 生 費	8,553,912	511,740	9,065,652
6 環 境		4,699,474	508,752	5,208,226
	1 環 境 管 理 費	2,598,150	508,752	3,106,902

8	商	工	費	163, 251, 504	331, 902	163, 583, 406
	1	商	工 費	162, 457, 560	326, 593	162, 784, 153
	2	觀	光 費	793, 944	5, 309	799, 253
9	土	木	費	110, 380, 186	336, 000	110, 716, 186
	2	道 路 橋 梁	費	54, 231, 687	336, 000	54, 567, 687
10	警	察	費	46, 884, 641	44, 638	46, 929, 279
	1	警 察 管 理	費	41, 879, 125	44, 638	41, 923, 763
11	教	育	費	198, 769, 373	1, 170, 351	199, 939, 724
	5	高 等 學 校	費	43, 300, 293	1, 170, 351	44, 470, 644
14	諸	支 出	金	99, 575, 703	54, 901	99, 630, 604
	12	自 動 車 取 得 稅 交 付 金		—	54, 901	54, 901
	歲 出 合 計			999, 112, 547	3, 047, 027	1, 002, 159, 574

第2表 債務負担行為補正

追 加 事 項	期 間	限 度 額
高等学校建設事業	令和7年度	4,536,250千円

第3表 地方債補正

起債の目的	補正限度額	補正額	補正限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路事業費	千円 20,567,000	千円 158,000	千円 20,725,000	1 資金 政府資金、銀行その他 2 方法 普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。) 3 その他 発行価格が額面金額を 下回るときは、それぞ れの発行価格差減額を埋 めるために必要な金額 をそれぞれの限度額に加 算した金額を限度額とし る。	5.0% 以内	1 政府資金については、 その融通条件による。 2 銀行その他の資金につ いては、その債権者との 協定による。
	1,701,000	913,000	2,614,000			
高等学校整備事業費	68,001,000	1,071,000	69,072,000			
合 計						

第 2 号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例（平成14年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

住民基本台帳法に基づく本人確認情報等の保護に関する条例

第1条中「本人確認情報（）」を「本人確認情報等（）」に、「をいう」を「及び法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報という」に、「本人確認情報の」を「本人確認情報等の」に改める。

第2条中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に、「き損」を「毀損」に改める。

第3条第1項中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第2項中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第3項中「長野県本人確認情報保護審議会」を「長野県本人確認情報等保護審議会」に改める。

第4条の見出しを「（長野県本人確認情報等保護審議会）」に改め、同条中「の規定による本人確認情報」を「（法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による本人確認情報等」に、「長野県本人確認情報保護審議会」を「長野県本人確認情報等保護審議会」に改める。

第8条第4項中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

第11条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第1項中「の規定」を「（法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定」に、「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第2項中「の規定」を「（法第30条の44の13において準用する場合を含む。第4項において同じ。）の規定」に、「同条第1項」を「法第30条の32第1項」に改め、同条第4項中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第5項中「第30条の32」の次に「（法第30条の

— 44の13において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、「第30条の35」の次に
8 — 「(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。
別表第3の3中「本人確認情報保護審議会」を「本人確認情報等保護審議会」に改める。

第 3 号

長野県県税条例の一部を改正する条例案

第 1 条 長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第144条の3第1項中「第5条の13第9項又は第20条の16第9項」を「第5条の13第8項又は第20条の16第8項」に改める。

第145条の2第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同項第1号のア中「に係る固定資産」を「のうち地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産に係る固定資産」に改め、同号のイ中「のうち」を「であつて、」に、「に係る軌道」を「のうち地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産に係る軌道」に改め、同号のウ中「に係る従業者」を「のうち地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産に係る従業者」に改める。

附則第4条の4の2第1項第1号中「第19項」を「第21項」に改め、同条第3項中「同条第14項」を「同条第16項」に改める。

附則第4条の4の3第1項の表の前条第1項第1号の項中「第19項」を「第21項」に改め、同条第2項の表以外の部分中「第4項まで」を「第5項まで」に、「第6項から第10項」を「第7項から第11項」に改め、同項の表の附則第4条の4第1項第1号の項中「第9項」を「第10項」に改め、同表の前条第1項第1号の項中「第4項まで」を「第5項まで」に、「第6項から第10項」を「第7項から第11項」に改める。

附則第11条の2の2第1項中「第12条の2第2項」を「第12条第2項」に改める。

附則第13条を附則第12条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

（事業税の納税義務者等の特例）

第13条 第34条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号のイ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下の

もの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令附則第6条で定める金額をいう。）が10億円を超えるものを除く。）とする。

第2条 長野県条例の一部を次のように改正する。

第34条第1項第1号のイ中「並びにこれらの法人」を「（以下「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の次に「(所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。)」を加え、同イに次のように加える。

(ア) 特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令第10条の2で定める金額をいう。以下この号において同じ。）が50億円を超える法人（イに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして施行令第10条の3で定めるものを含む。）をいう。以下この号において同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日以後に当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合その他施行令第10条の4第1項で定める場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち施行令第10条の5で定める額の減少に伴うものに限る。以下この号において同じ。）又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの

(イ) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一つのものが有するものとみなした場合において当該いずれか一つのものと当該法人との間に当該いずれか一つのものによる完全支配関係があることとなるときに当該法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4

号)の公布の日以後に、特定親法人(当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。(イ)において同じ。)と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他施行令第10条の4第2項で定める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの(ア)に掲げる法人を除く。)

附則第13条中「附則第6条」を「附則第5条の7」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中長野県県税条例附則第4条の4の2第1項第1号及び第3項、第4条の4の3第1項の表及び同条第2項並びに第11条の2の2第1項の改正規定 令和7年1月1日
 - (2) 第1条中長野県県税条例附則第13条を附則第12条の3とし、同条の次に1条を加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和7年4月1日
 - (3) 第2条及び附則第4項の規定 令和8年4月1日

(事業税に関する規定の適用)

- 2 第1条の規定による改正後の長野県県税条例附則第13条の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後最初に開始する事業年度(以下この項において「最初事業年度」という。)の事

業税（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日（以下この項において「法公布日」という。）を含む事業年度の前事業年度の事業税について第1条の規定による改正前の長野県税条例第34条第1項第1号のアに掲げる法人に該当したものであって、法公布日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が1億円以下であると判定され、かつ、法公布日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号のイに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る第1条の規定による改正後の長野県税条例附則第13条の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日を含む事業年度の開始の日の前日から長野県税条例の一部を改正する条例（令和6年長野県条例第 号）附則第3項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

4 第2条の規定による改正後の長野県税条例第34条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（課税免除に関する規定の適用）

5 第1条の規定による改正後の長野県税条例第145条の2の規定は、令和6年4月1日から適用する。

第 4 号

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正 する条例案

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年長野県条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表の第1の1の(3)中「20」を「15」に改め、同1の(4)中「30」を「25」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 子どもに対する教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例別表の第1の1の(3)及び(4)の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例別表の第1の1の(3)及び(4)の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

第 5 号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年長野県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表中「30人」を「25人」に、「20人」を「15人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の表の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の表の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

第 6 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の4の項中「第6条の3第6項」を「第6条の3第8項」に、「(29)」を「(30)」に、「(34)」を「(35)」に、「(37)」を「(38)」に、「第46条の8第1項第4号」を「第46条の8第4号」に、

「

(27)	法第63条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		を
			」

「

(27)	法第63条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		に、「(28)」を「(29)」に、「(30)」を「(31)」に、「(31)」を
(28)	法第69条の2第2項の規定による報告の受理		
			」

「(32)」に、「(32)」を「(33)」に、「(33)」を「(34)」に、「(35)」を「(36)」に、「(36)」を「(37)」に、「(38)」を「(39)」に、「(39)」を「(40)」に改める。

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。

第 7 号

国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例案

国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例（平成29年長野県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた政令第9条第4項第3号」を「同項第3号」に改め、同条第3項中「政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条第4項中「政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた政令第9条第5項第1号」を「同項第1号」に改め、同条第5項中「政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた政令第9条第6項第1号」を「同項第1号」に改める。

第3条第1項中「政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた政令第10条第3項第1号」を「同項第1号」に改め、同条第2項中「政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた政令第10条第4項第1号」を「同項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 8 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の22の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

(長野県手数料徴収条例の一部改正)

第 2 条 長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の28の項中「大麻取締法（」を「大麻草の栽培の規制に関する法律（」に、「」に」を「。以下この項において「法」という。）に」に、「(1) 大麻取締法」を「(1) 法」に、「大麻取扱者免許の」を「免許の」に、「大麻取締法第10条第 5 項」を「法第 6 条第 3 項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に、「大麻取締法第10条第 6 項」を「法第 7 条第 3 項」に、「大麻取扱者免許証」を「免許証」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第84号。次項及び附則第 3 項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、同項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第 1 条の規定による改正前的大麻取締法（昭和23

年法律第124号) 第10条第5項の規定による大麻取扱者の登録事項の変更及び同条第6項の規定による大麻取扱者免許証の再交付に係る手数料については、第2条の規定による改正後の長野県手数料徴収条例別表第1の28の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(施行日前に受けようとする免許の審査に係る手数料)

3 この条例の施行の日前に改正法附則第6条の規定により改正法第1条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号) 第5条第1項の規定による免許を受けようとする者は、当該免許に係る申請1件につき、手数料6,900円を納めなければならない。

第 9 号

県庁災害対策用発電設備工事請負契約の締結について

県庁災害対策用発電設備工事について、次のとおり請負契約を締結する。

1	工 事 名	県庁災害対策用発電設備工事
2	工 事 場 所	長野市大字南長野
3	契 約 金 額	4 億8,840万円
4	契 約 保 証 金	4,884万円
5	工 期	着 手 令和 6 年 6 月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和 8 年 3 月10日
6	契 約 方 法	一般競争入札
7	請 負 人 住 所 氏 名	長野市大字北長池1909番地52 デクノシステム株式会社 代表取締役 中 川 弘

第 10 号

県民文化会館舞台機構改修工事請負契約の締結について

県民文化会館舞台機構改修工事について、次のとおり請負契約を締結する。

1	工 事 名	ホクト文化ホール舞台機構改修工事
2	工 事 場 所	長野市若里
3	契 約 金 額	5 億4,780万円
4	契 約 保 証 金	5,478万円
5	工 期	着 手 令和6年6月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和8年3月27日
6	契 約 方 法	一般競争入札
7	請 負 人 住 所 氏 名	東京都台東区花川戸二丁目11番2号 森平舞台機構株式会社 代表取締役 森 健 輔

第 11 号

児童保護措置事務に係る損害賠償について

児童保護措置事務に係る損害賠償の請求について、次のとおり損害賠償をするものとする。

1 内 容

令和2年度、県が児童福祉法に基づき児童の養育を委託した小規模住居型児童養育事業に係る養育者が、当該児童を虐待し、多大な肉体的苦痛及び精神的苦痛を与えた。

損害賠償請求者は、親権者である神奈川県小田原市在住2名から損害賠償請求の手続について委任を受けた代理人である。

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

上田市中央六丁目14番6号

清水小池法律事務所 弁護士 小 池 さやか

(2) 損 害 賠 償 者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

児童保護措置事務に係る損害は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として5,000,000円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

第 12 号

水道管の漏水事故に係る損害賠償について

水道管の漏水事故に係る損害賠償の請求について、次のとおり損害賠償をするものとする。

1 事故の内容

令和5年6月20日午前10時ごろ、長野市の市道下において、川中島水道管理事務所管理の水道管からの漏水により、隣接する損害賠償請求者管理のガス管を損傷した。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

長野市大字鶴賀1017番地 長野都市ガス株式会社 北信支店長 倉 島 昭

(2) 損害賠償者

長 野 県

3 請求の趣旨

当該事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として5,497,380円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その

余の請求は一切しない。

第 13 号

県営かんがい排水事業菅平地区菅平小水力発電施設建設工事変更委託契約の締結について

菅平小水力発電施設建設工事について、次のとおり変更委託契約を締結する。

1	工 事 名	県営かんがい排水事業菅平地区菅平小水力発電施設建設工事
2	工 事 場 所	上田市真田町
3	変 更 契 約 金 額	5 億624万8,050円 (変更前契約金額 4 億5,969万円)
4	工 期	着 手 令和6年6月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和8年3月31日 (変更前 令和7年3月31日)
5	契 約 方 法	随意契約
6	受託人住所氏名	長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県公営企業管理者 吉 沢 正

第 14 号

一般国道141号道路改築工事（海尻）委託契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり委託契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助道路改築工事
2	工 事 場 所	一般国道141号 南佐久郡南牧村 海尻
3	契 約 金 額	10億6,374万7,000円
4	工 期	着 手 令和6年6月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和10年3月31日
5	契 約 方 法	随意契約
6	受託人住所氏名	長野市大字栗田992番地6 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員長野支社長 松 橋 賢 一

第 15 号

一般国道418号道路改築工事（天竜川橋 2 工区）請負契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助道路改築工事		
2	工 事 場 所	一般国道418号	下伊那郡天龍村	天竜川橋 2 工区
3	契 約 金 額	7 億4,904万5,000円		
4	契 約 保 証 金	7,490万4,500円		
5	工 期	着 手	令和 6 年 6 月長野県議会定例会議決の日	
		完 成	令和 8 年 7 月24日	
6	契 約 方 法	一般競争入札		
7	請 負 人 住 所 氏 名	長野市大字南長野県町524番地		
		北野建設株式会社		代表取締役 北 野 貴 裕

第 16 号

一般国道141号道路改築工事（平原大橋）変更請負契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助防災・安全交付金道路改築工事
2	工 事 場 所	一般国道141号 佐久市から小諸市 平原大橋
3	変更契約金額	6 億1, 802万4, 000円（変更前契約金額 6 億1, 050万円）
4	契約保証金	6, 180万2, 400円（変更前 6, 105万円）
5	工 期	着 手 令和6年6月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和8年4月30日
6	契 約 方 法	随意契約
7	請負人住所氏名	長野市大字屋島515番地 株式会社角藤 代表取締役 大久保 公 雄

第 17 号

一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事（新万年橋 2 工区）変更請負契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助社会資本整備総合交付金道路改築工事
2	工 事 場 所	一般県道市ノ沢山吹停車場線 下伊那郡豊丘村 新万年橋 2 工区
3	変 更 契 約 金 額	6 億 5,673 万 3,000 円（変更前契約金額 5 億 7,142 万 8,000 円）
4	契 約 保 証 金	6,567 万 3,300 円（変更前 5,714 万 2,800 円）
5	工 期	着 手 令和 6 年 6 月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和 6 年 7 月 31 日
6	契 約 方 法	随意契約
7	請 負 人 住 所 氏 名	長野市松岡二丁目 6 番 18 号 トライアン株式会社 代表取締役 松 橋 幹 生

第 18 号

一般県道上飯田線道路改築工事（共和）変更委託契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり変更委託契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助社会資本整備総合交付金道路改築工事
2	工 事 場 所	一般県道上飯田線 飯田市 共和
3	契 約 金 額	36億5,275万8,000円
4	工 期	着 手 令和6年6月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和10年3月31日（変更前 令和8年3月31日）
5	契 約 方 法	随意契約
6	受託人住所氏名	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 東海旅客鉄道株式会社 建設工事部長 加 藤 均

第 19 号

一般県道上松南木曽線道路改築工事（読書ダムから戸場 1 号トンネル）変更請負契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助防災・安全交付金道路改築工事
2	工 事 場 所	一般県道上松南木曽線 木曽郡大桑村から南木曽町 読書ダムから戸場 1 号トンネル
3	変更契約金額	48億2,070万6,000円（変更前契約金額 47億4,100万円）
4	契約保証金	4 億8,207万600円（変更前 4 億7,410万円）
5	工 期	着 手 令和 6 年 6 月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和 8 年 10 月 23 日
6	契 約 方 法	随意契約
7	請負人住所氏名	長野市大字南長野県町442番地

鹿島・守谷・神稲特定建設工事共同企業体

代表者 鹿島建設株式会社長野営業所 所長 豊 泉 修 二

第 20 号

一級河川諏訪湖河川改修工事（釜口水門）請負契約の締結について

河川改修工事について、次のとおり請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助河川メンテナンス工事
2	工 事 場 所	一級河川諏訪湖 岡谷市 釜口水門
3	契 約 金 額	5 億6, 210万円
4	契 約 保 証 金	5, 621万円
5	工 期	着 手 令和6年6月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和8年3月19日
6	契 約 方 法	一般競争入札
7	請 負 人 住 所 氏 名	愛知県名古屋市西区菊井二丁目20番19号 豊国工業株式会社中部支店 支店長 宮 重 徹

第 21 号

一級河川求女川河川改修工事（鉄道交差部整備）変更委託契約の締結について

河川改修工事について、次のとおり変更委託契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助防災・安全交付金広域河川改修工事
2	工 事 場 所	一級河川求女川 東御市 田中
3	変 更 契 約 金 額	10億342万7,480円（変更前契約金額 10億1,739万円）
4	工 期	着 手 令和6年6月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和6年10月31日
5	契 約 方 法	随意契約
6	受託人住所氏名	上田市常田一丁目3番39号 しなの鉄道株式会社 代表取締役 土 屋 智 則

第 22 号

一級河川千曲川災害復旧助成工事（百合居橋）変更請負契約の締結について

河川災害復旧助成工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助災害復旧助成・社会資本整備総合交付金合併工事
2	工 事 場 所	一級河川千曲川 下高井郡野沢温泉村 下流
3	変 更 契 約 金 額	12億3,129万6,000円（変更前契約金額 9億5,205万円）
4	契 約 保 証 金	1億2,312万9,600円（変更前 9,520万5,000円）
5	工 期	着 手 令和6年6月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和6年9月24日
6	契 約 方 法	随意契約
7	請 負 人 住 所 氏 名	長野市大字南長野県町524番地 北野建設株式会社 代表取締役 北 野 貴 裕

第 23 号

一級河川千曲川災害復旧助成工事（箕作から月岡 1 工区）変更請負契約の締結について

河川災害復旧助成工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助災害復旧助成・防災・安全交付金合併工事
2	工 事 場 所	一級河川千曲川 下高井郡野沢温泉村 下流 箕作から月岡 1 工区
3	変 更 契 約 金 額	10億1,247万3,000円（変更前契約金額 4 億9,626万5,000円）
4	契 約 保 証 金	1 億124万7,300円（変更前 4,962万6,500円）
5	工 期	着 手 令和 6 年 6 月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和 8 年 3 月 23 日（変更前 令和 7 年 3 月 27 日）
6	契 約 方 法	随意契約
7	請 負 人 住 所 氏 名	飯山市大字木島1144番地 株式会社サンタキザワ 代表取締役 福 原 初

第 24 号

一級河川千曲川災害復旧助成工事（箕作から月岡 2 工区）変更請負契約の締結について

河川災害復旧助成工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助災害復旧助成・防災・安全交付金合併工事
2	工 事 場 所	一級河川千曲川 下高井郡野沢温泉村 下流 箕作から月岡 2 工区
3	変更契約金額	9 億 8,037 万 5,000 円（変更前契約金額 4 億 9,626 万 5,000 円）
4	契約保証金	9,803 万 7,500 円（変更前 4,962 万 6,500 円）
5	工 期	着 手 令和 6 年 6 月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和 8 年 3 月 23 日（変更前 令和 7 年 3 月 27 日）
6	契 約 方 法	随意契約
7	請負人住所氏名	中野市西二丁目 5 番 11 号 中野土建株式会社 代表取締役 藏 谷 伸太郎

第 25 号

令和 2 年公共土木施設災害復旧工事（足瀬 3 工区）変更請負契約の締結について

令和 2 年公共土木施設災害復旧工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	令和 2 年公共土木施設災害復旧工事
2	工 事 場 所	一般国道418号 下伊那郡天龍村 足瀬 3 工区
3	契 約 金 額	11億4,378万円
4	契 約 保 証 金	1 億1,437万8,000円
5	工 期	着 手 令和 6 年 6 月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和 8 年 3 月31日（変更前 令和 7 年 2 月 3 日）
6	契 約 方 法	随意契約
7	請 負 人 住 所 氏 名	松本市宮田 5 番15号 昭和コンクリート工業株式会社松本営業所 所長 田 中 輝 樹

第 26 号

公安委員会委員の選任について

公安委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

塩尻市大字大門1077番地 8

矢ヶ崎 学

第 27 号

教育委員会委員の選任について

教育委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

松本市蟻ヶ崎四丁目 6 番12号

島 宏 幸

報 第 1 号

令和5年度長野県一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告

令和5年度長野県一般会計補正予算（第7号）について急施を要したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、令和6年3月29日専決処分したから報告します。

令和5年度長野県一般会計補正予算（第7号）

令和5年度長野県一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49億2,070万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1兆1,112億2,394万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		歳入	
款	項	補正前の額	補正額
		千円	千円
1 県	税	247,982,827	1,059,674
	1 県民税	85,214,632	97,534
	2 事業税	67,864,563	28,557
	3 地方消費税	37,051,146	640,628
	4 不動産取得税	4,845,979	177,895
	6 ゴルフ場利用税	805,164	5,099
	7 軽油引取税	17,285,276	△66,883
	8 自動車税	32,620,456	93,872
	9 鉱区税	2,510	17
	11 狩猟税	13,477	△110
	12 旧法による税	45,431	83,065
	2 地方消費税清算金	107,370,785	△7,916
			計
			千円
			249,042,501
			85,312,166
			67,893,120
			37,691,774
			5,023,874
			810,263
			17,218,393
			32,714,328
			2,527
			13,367
			128,496
			107,362,869

3	地 方 譲 与 税	1	地 方 消 費 税 清 算 金	107,370,785	△7,916	107,362,869
				39,439,001	3,162,405	42,601,406
		1	特 別 法 人 事 業 譲 与 税	35,766,000	2,853,500	38,619,500
		2	地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,155,000	172,314	3,327,314
		3	石 油 ガ ス 譲 与 税	111,000	△260	110,740
		4	自 動 車 重 量 譲 与 税	209,000	129,090	338,090
		6	森 林 環 境 譲 与 税	187,000	△72	186,928
5	地 方 交 付 税	7	航 空 機 燃 料 譲 与 税	11,000	7,833	18,833
				217,161,403	2,121,923	219,283,326
		1	地 方 交 付 税	217,161,403	2,121,923	219,283,326
6	交通安全対策特別交付金			598,000	△94,859	503,141
		1	交通安全対策特別交付金	598,000	△94,859	503,141
9	国 庫 支 出 金			168,866,145	741,781	169,607,926
		1	国 庫 負 担 金	64,533,751	△119,739	64,414,012
		2	国 庫 補 助 金	103,169,199	861,520	104,030,719

12	繰入金	18,801,452	△1,700,000	17,101,452
14	諸収入	18,578,340	△1,700,000	16,878,340
15	県債	178,212,373	77,697	178,290,070
	5 収益事業収入	4,182,045	77,697	4,259,742
	1 県債	102,686,000	△440,000	102,246,000
	1 県債	102,686,000	△440,000	102,246,000
	歳入合計	1,106,303,242	4,920,705	1,111,223,947

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	55,387,163	5,032,939	60,420,102
1	総務管理費	33,777,858	5,267,944	39,045,802
2	企画費	6,484,128	△16,263	6,467,865
4	市町村振興費	1,875,327	△9,189	1,866,138
6	防災費	1,875,027	△209,553	1,665,474

3	民 生 費			140, 790, 224	△579, 662	140, 210, 562
	1	社 会 福 祉 費		97, 731, 585	△11, 980	97, 719, 605
	2	児 童 福 祉 費		21, 089, 431	△478, 282	20, 611, 149
	3	障 が い 福 祉 費		19, 514, 212	△89, 400	19, 424, 812
4	衛 生 費			44, 149, 370	△25, 738	44, 123, 632
	4	公 衆 衛 生 費		27, 505, 372	△25, 738	27, 479, 634
5	労 働 費			2, 717, 644	△84, 100	2, 633, 544
	2	職 業 能 力 開 発 費		1, 892, 388	△3, 000	1, 889, 388
	3	雇 用 対 策 費		635, 175	△81, 100	554, 075
6	環 境 費			6, 771, 976	△156, 921	6, 615, 055
	2	水 環 境 費		3, 670, 807	△156, 921	3, 513, 886
7	農 林 水 産 業 費			44, 748, 568	△4, 108	44, 744, 460
	4	林 業 費		15, 004, 834	△4, 108	15, 000, 726
8	商 工 費			184, 523, 416	△119, 300	184, 404, 116
	1	商 工 費		183, 462, 233	△119, 300	183, 342, 933

9	土 木	費		159,460,847	1,566,879	161,027,726
			2 道 路 橋 梁	72,041,839	1,589,326	73,631,165
			6 住 宅	5,612,019	△22,447	5,589,572
10	警 察	費		44,720,154	△17,552	44,702,602
			1 警 察 管 理	39,904,004	△17,552	39,886,452
11	教 育	費		187,082,204	△167,860	186,914,344
			2 小 学 校	61,261,632	△76,550	61,185,082
			3 中 学 校	39,218,420	△12,714	39,205,706
			5 高 等 学 校	38,902,131	△78,596	38,823,535
12	災 害 復 旧	費		7,509,753	△144,888	7,364,865
			2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	5,400,276	△138,121	5,262,155
			3 県 単 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	919,678	△6,767	912,911
13	公 債	費		122,493,820	△240,754	122,253,066
			1 公 債	122,493,820	△240,754	122,253,066
14	諸 支 出 金			104,399,351	△138,230	104,261,121

2	利 子 割 交 付 金	95,707	△10,368	85,339
3	配 当 割 交 付 金	1,663,349	△97,637	1,565,712
4	株式等譲渡所得割交付金	1,580,276	△21,354	1,558,922
6	地 方 消 費 税 交 付 金	54,001,301	△3,954	53,997,347
7	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	569,136	△1,222	567,914
10	個人県民税徴収取扱費交付金	3,542,938	△3,695	3,539,243
歳 出 合 計		1,106,303,242	4,920,705	1,111,223,947

第2表 地方債補正

起 債 の 目 的	補 正 前 の 額 限	補 正 額	補 正 後 の 額 限	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
防災行政無線整備事業費	千円 407,000	千円 △ 4,000	千円 403,000	1 資 金 政府資金、銀行その他 2 方 法 普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。) 3 その他 発行価格が額面金額を 下回るときは、それぞれ の発行価格差減額を埋め るために必要な金額をそ れぞれの限度額に加算し た金額を限度額とする。	5.0% 以内	1 政府資金については、 その融通条件による。 2 銀行その他の資金につ いては、その債権者との 協定による。
空港整備事業費	210,000	△ 13,000	197,000			
県有施設整備事業費	1,555,000	△ 27,000	1,528,000			
庁舎整備事業費	437,000	△ 2,000	435,000			
社会福祉施設整備事業費	951,000	△ 126,000	825,000			
技術専門校整備事業費	45,000	△ 3,000	42,000			
環境研究施設整備事業費	1,327,000	△ 105,000	1,222,000			
林業総合センター整備事 業費	39,000	△ 2,000	37,000			
河川事業費	11,602,000	△ 1,000	11,601,000			
道路事業費	28,578,000	△ 48,000	28,530,000			
公営住宅建設事業費	1,440,000	△ 12,000	1,428,000			
高等学校整備事業費	1,214,000	△ 41,000	1,173,000			

現年災害復旧費	2,356,000	△ 56,000	2,300,000			
合 計	102,686,000	△ 440,000	102,246,000			

報 第 2 号

長野県県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

長野県県税条例の一部を改正する条例（令和6年長野県条例第34号）について急施を要したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、令和6年3月30日専決処分したから報告します。

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第8条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により規則で定める基準を満たしている者として知事が徴収金の収納の事務を委託した者」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者（徴収金の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。）」に改める。

第18条第4項中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

第25条第1項第4号中「と個人の市町村民税の課税額」を「、個人の市町村民税の課税額及び森林環境税の課税額」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 森林環境税（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第1条に規定する森林環境税をいう。次号において同じ。）の課税額の総額

第144条の3第1項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第4条の4の4の次に次の2条を加える。

(令和6年度分の個人の県民税の特別税額控除)

- 第4条の4の5 令和6年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次項及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第21条から第21条の5まで、附則第2条第2項、附則第4条第1項、附則第4条の2第1項、附則第4条の5及び附則第4条の8第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の県民税に係る令和6年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を超える場合には1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があると
- き、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。
- (1) 特別税額控除対象納税義務者の第21条から第21条の5まで、附則第2条第2項、附則第4条第1項、附則第4条の2第1項、附則第4条の5及び附則第4条の8第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3、法第314条の6から第314条の9まで、法附則第3条の3第5項、法附則第5条第3項、法附則第5条の4の2第5項、法附則第5条の5第2項及び法附則第7条の2第4項の規定を適用して計算した場合の所得割の額
- 3 前2項の規定の適用がある場合における第21条の5第2項及び附則第4条の5の規定の適用については、これらの規定中「所得

割の額」とあるのは、「所得割の額（附則第4条の4の5第1項及び第2項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」とする。

（令和7年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第4条の4の6 令和7年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者

（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第21条から第21条の5まで、附則第2条第2項、附則第4条第1項、附則第4条の4の2第1項、附則第4条の5及び附則第4条の8第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和7年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が1万円を超える場合には1万円に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が1万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の第21条から第21条の5まで、附則第2条第2項、附則第4条第1項、附則第4条の4の2第1項、附則第4条の5及び附則第4条の8第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3、法第314条の6から第314条の9まで、法附則第3条の3第5項、法附則第5条第3項、法附則第5条の4の2第5項、法附則第5条の5第2項及び法附則第7条の2第4項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

附則第4条の7中「附則第4条の6第1項」を「附則第4条の8第1項」に改める。

附則第5条第3項中「第21条の3」の次に「附則第4条の4の5第2項及び附則第4条の4の6第2項」を加え、「同条」を「第21条の3」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「する」を「、附則第4条の4の5第2項第1号及び附則第4条の4の6第2項第1号中「及び附則第4条の8第1項」とあるのは「、附則第4条の8第1項及び附則第5条第2項」とする」に改める。

附則第6条第3項に次の1号を加える。

- (3) 附則第4条の4の5及び附則第4条の4の6の規定の適用については、附則第4条の4の5第1項及び附則第4条の4の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第4条の4の5第2項第1号及び附則第4条の4の6第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第7条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の4の5及び附則第4条の4の6の規定の適用については、附則第4条の4の5第1項及び附則第4条の4の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第4条の4の5第2項第1号及び附則第4条の4の6第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第9条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の4の5及び附則第4条の4の6の規定の適用については、附則第4条の4の5第1項及び附則第4条の4の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第4条の4の5第2項第1号及び附則第4条の4の6第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第11条第4項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の4の5及び附則第4条の4の6の規定の適用については、附則第4条の4の5第1項及び附則第4条の4の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第4条の4の5第2項第1号及び附則第4条の4の6第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第11条の3第2項中「第31条第5項第2号」を「第31条第3項第2号」に改める。

附則第13条の3中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第14条第1項、第16条の2第1項及び第3項並びに第17条の4第1項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第19条及び第20条第1項中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(納付又は納入方法に関する規定の適用)

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の長野県県税条例（次項及び附則第3項において「新条例」という。）第8条の規定の適用については、同条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者（徴収金の収納を受けた者に限る。）とあるのは、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者（徴収金の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。）若しくは地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により同項に規定する従前の公金事務（徴収金の収納に関するものに限る。）を行わせている者」とする。

(県民税に関する規定の適用)

3 新条例第25条の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

4 新条例附則第13条の3、第14条第1項並びに第16条の2第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に

対して課すべき不動産取得税について適用し、この条例の施行の日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、な

お従前の例による。

(長野県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 長野県県税条例の一部を改正する条例（平成31年長野県条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の表中「附則第4条の6第1項」を「附則第4条の8第1項」に改める。

報 第 3 号

県有地隣接地の事故に係る損害賠償の専決処分報告

県有地隣接地の事故に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年5月9日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

令和6年3月4日午前9時40分ごろ、松本市笹賀地籍の県有地敷地内からの倒木により、損害賠償請求者所有のフェンスを損傷した。

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

愛知県豊田市元城町二丁目66番地 三河商事株式会社 代表取締役 梅 村 泰 弘

(2) 損 害 賠 償 者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

当該事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として165,000円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

報 第 4 号

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年5月29日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

別表のとおり

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

別表のとおり

(2) 損 害 賠 償 者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として別表記載の金額を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その

余の請求は一切しない。
(別表)

事 故 の 内 容	損 害 賠 償 請 求 者	損害賠償金
公務に使用中の伊那警察署の普通乗用自動車が、令和5年9月4日午前10時20分ごろ、伊那市の国道上において、損害賠償請求者運転の軽乗用自動車に衝突し、同人に傷害と同車に損害を与えた。	上伊那郡南箕輪村9209番地1 石川美香	946,652円
公務に使用中の長野南警察署の小型乗用自動車が、令和5年12月19日午後2時35分ごろ、長野市の駐車場内において、損害賠償請求者使用の軽乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えた。	長野市篠ノ井御幣川474番地1 丸山光子	148,313円
公務に使用中の松本警察署の普通乗用自動車が、令和6年1月23日午後7時40分ごろ、松本市の市道上において、損害賠償請求者所有の小型乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えた。	松本市征矢野二丁目3番24号 河村治美	143,726円
公務に使用中の長野中央警察署の原動機付自転車、令和6年2月15日午前11時35分ごろ、長野市の市道上において、損害賠償請求者所有の小型乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えた。	つばめ長電タクシー株式会社 代表取締役 藤本豊一 長野市大字鶴賀西鶴賀町1470番地3	56,780円
令和6年2月27日午後4時50分ごろ、諏訪市の駐車場内において、諏訪警察署職員が開けた軽貨物自動車のドアが、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車に接触し、同車に損害を与えた。	藤森弘子 諏訪市大字湖南4726番地	8,910円
公務に使用中の長野中央警察署の軽乗用自動車、令和6年3月8日午前10時ごろ、長野市の市道上において、損害賠償請求者所有の小型乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えた。	つばめ長電タクシー株式会社 代表取締役 藤本豊一 長野市大字鶴賀西鶴賀町1470番地3	155,045円

報 第 5 号

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年5月30日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

公務に使用中の長野保健福祉事務所の小型貨物自動車が、令和6年1月26日午前10時30分ごろ、上高井郡小布施町の民地内において、損害賠償請求者所有の看板に衝突し、損害を与えた。

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

上高井郡小布施町大字小布施33番地 8 上 原 圭

(2) 損 害 賠 償 者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として101,200円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その額の請求は一切しない。

報 第 6 号

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年5月28日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

公務に使用中の工業技術総合センターの小型貨物自動車が、令和5年9月14日午後5時45分ごろ、長野市の市道上において、損害賠償請求者運転の軽乗用自動車に衝突し、同人に傷害と同車に損害を与えた。

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

長野市篠ノ井東福寺1438番地 宮 川 陽 太

(2) 損 害 賠 償 者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として966,662円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その額の請求は一切しない。

報 第 7 号

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年5月23日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

公務に使用中の南信州地域振興局林務課の普通乗用自動車が、令和5年11月28日午前11時30分ごろ、下伊那郡喬木村の村道上において、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えた。

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

下伊那郡喬木村6664番地 喬木村長 市 瀬 直 史

(2) 損 害 賠 償 者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として65,674円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

報 第 8 号

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年5月29日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

公務に使用中の諏訪建設事務所の普通特種自動車が、令和5年12月14日午後3時15分ごろ、岡谷市の駐車場内において、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えた。

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

岡谷市長地鎮二丁目13番3号 橋 原 浩 子

(2) 損 害 賠 償 者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として129,030円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その額の請求は一切しない。

報 第 9 号

道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告

道路上の事故に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年3月14日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

別表のとおり

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

別表のとおり

(2) 損害賠償者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

別表記載の事故は、道路管理者の責任であるから損害賠償を求める。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として別表記載の金額を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その

余の請求は一切しない。

(別表)

事 故 の 内 容	損 害 賠 償 請 求 者	損害賠償金
令和4年6月17日午前10時45分ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車、一般国道158号の松本市安曇地籍を走行中、トンネル上部から垂れ下がった架線により、当該車両を損傷した。	岐阜県高山市上岡本町八丁目5番地3グッドフロンK103 百瀬智弘	88,000円
令和4年6月24日午後9時50分ごろ、損害賠償請求者使用の軽貨物自動車、県道信州新中条線の長野市中条地籍を走行中、外れていた側溝のグレーチングにより、当該車両を損傷した。	長野市柳町18番地 中部電力パワーグリッド株式会社支社長山下貴司	30,133円
令和4年10月30日午後4時35分ごろ、損害賠償請求者使用の小型貨物自動車、県道松川インター大鹿線の上伊那郡中川村大字草地籍を走行中、対向車両がはねた道路法面からの落木により、当該車両を損傷した。	塩尻市大字広丘野村字角前1945番1号 ヤマト運輸株式会社北信越支社長松本主管支店長秋田敬介	58,630円
令和5年1月21日午前2時ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車、県道長野荒瀬原線の上水内郡飯綱町大字芋川地籍を走行中、側溝のグレーチングが跳ね上がり、当該車両を損傷した。	須坂市大字須坂1063番地 田中義一	368,000円
令和5年2月1日午後10時50分ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、一般国道256号の飯田市北方地籍を走行中、道路脇の擁壁から落下した氷塊により、当該車両を損傷した。	下伊那郡阿智村春日2265番地4 伊東龍哉	88,286円
令和5年3月21日午前11時ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、一般国道403号の長野市松代町岩野地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	千曲市大字千本柳236番地2 竹内智行	11,946円

令和5年3月26日午後3時30分ごろ、損害賠償請求者運転の軽乗用自動車、県道松本塩尻線の松本市中山地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	上伊那郡宮田村6195番地23	片 桐 善 男	3,498円
令和5年3月28日午前7時ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道長野信濃線の上下内郡飯綱町川上地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	長野市上松三丁目7番37号	北 村 勉	7,500円
令和5年3月28日午後4時ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車、県道千国北城線の北安曇郡白馬村大字北城地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	北安曇郡小谷村大字千国乙12840番地の1風景画	栗 田 明 彦	79,843円
令和5年4月13日午前9時30分ごろ、損害賠償請求者運転の軽乗用自動車、県道信濃信州新線の上下内郡信濃町柏原地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	上下内郡信濃町大字柏原2923番地の1	北 村 美津子	5,742円
令和5年5月24日午後7時45分ごろ、損害賠償請求者使用の普通乗用自動車、県道松川大鹿線の下伊那郡大鹿村大河原地籍を走行中、道路上にあった落石により、当該車両を損傷した。	飯田市仲ノ町353番地10仲ノ町マシソン2-A号	藤 本 良 子	55,000円
令和5年6月12日午後5時45分ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道松川大鹿線の下伊那郡大鹿村大河原地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	諏訪郡原村6210番地11	水 出 瞳	28,214円
令和5年6月12日午後6時30分ごろ、損害賠償請求者運転の普通乗用自動車、県道松川大鹿線の下伊那郡大鹿村大河原地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	諏訪郡原村6319番地4	堀 内 綾 子	58,530円

令和5年7月2日午前11時40分ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道松本塩尻線の松本市中山地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	塩尻市大門四番町4番25-2号	三嶋浩徳	6,930円
令和5年7月2日午後2時ごろ、損害賠償請求者所有の原動機付自転車、県道弘沢茅野線の茅野市宮川地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	茅野市宮川7459番地149	成澤敏男	12,948円
令和5年7月12日午後4時5分ごろ、損害賠償請求者使用の普通乗用自動車、県道上川路大畑線の飯田市川路地籍を走行中、道路脇からの倒木により、当該車両を損傷した。	飯田市嶋333番地7	福興威佐武	394,540円
令和5年8月8日午後2時10分ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車、県道有明大町線の北安曇郡松川村東細野地籍を走行中、道路脇の草刈り作業中に跳ねた石により、当該車両を損傷した。	北安曇郡松川村1852番地	太田孝	298,937円
令和5年9月16日午後1時20分ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、一般国道256号の下伊那郡阿智村清内路地籍を走行中、道路法面からの落木により、当該車両を損傷した。	岐阜県中津川市駒場1666番地の1066	小川宏二	102,971円
令和5年10月8日午前6時20分ごろ、損害賠償請求者所有の小型貨物自動車、県道弘沢茅野線の茅野市宮川地籍を走行中、道路法面からの落石により、当該車両を損傷した。	諏訪郡原村8150番地1	藤森作次郎	120,615円
令和5年10月8日午前11時45分ごろ、損害賠償請求者使用の普通乗用自動車、一般国道158号の松本市安曇地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	富山県高岡市野村1439番地14	杉原高司	16,786円

報 第 10 号

県有地の事故に係る損害賠償の専決処分報告

県有地の事故に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年3月29日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

令和5年6月17日午後1時ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車が、諏訪市四賀地籍の県有地を走行中、敷地内の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

茅野市玉川2670番地3 牛 山 董

(2) 損 害 賠 償 者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

当該事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として3,400円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

報 第 11 号

道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告

道路上の事故に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年6月4日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

別表のとおり

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

別表のとおり

(2) 損害賠償者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

別表記載の事故は、道路管理者の責任であるから損害賠償を求める。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として別表記載の金額を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その

余の請求は一切しない。
(別表)

事 故 の 内 容	損 害 賠 償 請 求 者	損害賠償金
令和4年2月12日午後6時50分ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、一般国道254号の上田市鹿教湯温泉地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	大久保 誠	76,560円
令和4年9月12日午前8時10分ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車、県道長野信濃線の上水内郡信濃町大字大井地籍を走行中、道路上に張り出した木の枝により、当該車両を損傷した。	伊 藤 治 彦	74,280円
令和4年12月17日午前11時20分ごろ、新潟県長岡市宮内七丁目1番17号 島野三郎使用の普通乗用自動車、一般国道158号の松本市安曇地籍を走行中、道路上にあったコンクリート片により、当該車両を損傷した。 損害賠償請求者は、島野三郎との保険契約に基づき、車両運送費用全額を支払った。	株式会社プレス ディー・コアシ リユーション 山形業務部長 慶 佐 藤	14,080円
令和5年3月27日午前10時30分ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、一般国道403号の長野市松代町東寺尾地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	落 合 よし子	5,903円
令和5年6月12日午後4時30分ごろ、損害賠償請求者運転の軽乗用自動車、県道弘沢茅野線の諏訪郡原村柏木地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	清 水 里 菜	5,775円
令和5年7月12日午後7時5分ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車、一般国道146号の北佐久郡軽井沢町大字長倉地籍を走行中、道路上にあった倒木により、当該車両を損傷した。	株式会社グロー バルジャパン 代表取締役 川 村 照 夫	815,908円

令和5年8月21日午前8時ごろ、損害賠償請求者使用の小型貨物自動車、県道伊那インター線の上伊那郡南箕輪村地籍を走行中、側溝のグレーチングが跳ね上がり、当該車両を損傷した。	上伊那郡南箕輪村8990番地1	株式会社三栄 代表取締役 小池 康 平	14,700円
令和5年9月12日午前11時55分ごろ、損害賠償請求者使用の普通特殊自動車、一般国道117号の飯山市大字静間地籍を走行中、側溝のグレーチングが跳ね上がり、当該車両を損傷した。	長野市若里七丁目2番1号	株式会社エス・ ティ・アイエム イーク信越ブ ロック統括本部 長野エリア統括 部 サービスセ ンター長 若 林 陽 介	146,937円
令和5年10月4日午後7時25分ごろ、損害賠償請求者運転の普通乗用自動車、県道伊那生田飯田線の駒ヶ根市中沢地籍を走行中、道路上にあった倒木により、当該車両を損傷した。	上伊那郡飯島町田切2773番地11	唐 澤 永 倫	69,218円
令和5年10月9日午後9時30分ごろ、損害賠償請求者運転の普通乗用自動車、一般国道158号の松本市安曇地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	松本市波田6058番地4 シャーマンシーマウスB 201	三 浦 純 子	34,540円
令和5年10月13日午後2時30分ごろ、損害賠償請求者使用の小型乗用自動車、一般国道151号の下伊那郡阿南町南条地籍を走行中、道路脇の立ち木から落下した枝により、当該車両を損傷した。	松本市双葉22番1号	ミサワホーム甲 信株式会社 代 表取締役 剛 芹 澤	201,905円
令和5年10月14日午後3時30分ごろ、損害賠償請求者所有の軽貨物自動車、県道御岳王滝黒沢線の木曽郡木曽町三岳地籍を走行中、道路脇の立ち木から落下した枝により、当該車両を損傷した。	木曽郡木曽町三岳2283番地	下 平 修以知	93,450円

令和5年10月19日午前8時25分ごろ、損害賠償請求者所有の小型貨物自動車、県道真田東部線の上田市大字殿城地籍を走行中、道路脇の立ち木から落下した枝により、当該車両を損傷した。	中野市大字草間字西山2108番地	株式会社畔昌開 発 取締役 畔 昌	173,756円
令和5年11月12日午後8時30分ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車、一般国道254号の松本市三才山地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	松本市大手一丁目4番9号	内 川 一 雄	72,325円
令和5年11月22日午後1時50分ごろ、損害賠償請求者所有の軽貨物自動車、県道飯田富山佐久間線の飯田市龍江地籍を走行中、道路上にあった金属板により、当該車両を損傷した。	下伊那郡泰阜村3129番地2	大 平 智登志	23,824円
令和5年11月23日午後7時ごろ、損害賠償請求者所有の小型乗用自動車、一般国道148号の北安曇郡白馬村大字神城地籍を走行中、側溝のグレーチングが跳ね上がり、当該車両を損傷した。	北安曇郡白馬村大字北城 6485番地カーサ白馬202号 室	飯 村 清 美	84,146円

報 第 12 号

訴えの提起の専決処分報告

県営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払請求事件に関する訴えの提起（和解の申立を含む。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年6月3日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 件 名

県営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払請求事件

2 相手方及び物件

(1) 相手方

南佐久郡佐久穂町大字宿岩154番地3 県営住宅 32 LIN CHENGJIN 林 成金

(2) 物件

県営住宅宿岩団地51－32号

3 請求の趣旨

上記の者は、県営住宅の家賃等を長期にわたり滞納し、県の再三にわたる滞納家賃等支払の催告にもかかわらず、これを支払わないので、県営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求めるものである。

4 事件に関する取扱い

滞納家賃等を2年以内に完納する旨の申入れがあり、その履行が見込まれる場合にあっては、和解できるものとする。

報 第 13 号

訴えの提起の専決処分報告

県営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払請求事件に関する訴えの提起（和解の申立を含む。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年6月3日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 件 名

県営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払請求事件

2 相手方及び物件

(1) 相 手 方

駒ヶ根市赤穂14番地706 馬見塚団地41号 亡 戸 政 志 相続財産

(2) 物 件

県営住宅馬見塚団地41号

3 請 求 の 趣 旨

上記の者は、令和4年8月10日に死亡し入居契約が終了したが、明渡し手続きがされず家財が放置されているため、県営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求めるものである。

4 事件に関する取扱い

明渡し及び滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、その履行が見込まれる場合にあっては、和解できるものとする。

報 第 14 号

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年5月28日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

公務に使用中の東信教育事務所の軽乗用自動車が、令和6年1月17日午前11時30分ごろ、小県郡青木村の駐車場内において、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えた。

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

東御市田中785番地1 平 沢 宏

(2) 損 害 賠 償 者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として96,710円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

報 第 15 号

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年5月31日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

公務に使用中の長野吉田高等学校の軽貨物自動車が、令和5年11月15日午後1時55分ごろ、長野市の駐車場内において、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えた。

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

北安曇郡白馬村大字神城17350番地 原 田 たか子

(2) 損 害 賠 償 者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として53,495円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

報 第 16 号

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年6月3日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

別表のとおり

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

別表のとおり

(2) 損 害 賠 償 者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として別表記載の金額を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その

余の請求は一切しない。
(別表)

事 故 の 内 容	損 害 賠 償 請 求 者		損害賠償金
	損害賠償請求者	損害賠償請求者	
公務に使用中の松本ろう学校の小型貨物自動車、令和5年6月2日午前8時55分ごろ、松本市の市道上において、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えた。	塩尻市大字広丘高出1597番地4 ウィスタリアB205	加 藤 健	370,731円
公務に使用中の安曇養護学校の軽貨物自動車、令和6年3月8日午前9時50分ごろ、北安曇郡松川村の駐車場内において、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えた。	松本市横田二丁目13番16号 福澤貸家	大 嶋 マユミ	71,401円

報 第 17 号

特別支援学校敷地内の事故に係る損害賠償の専決処分報告

特別支援学校敷地内の事故に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年6月3日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

令和5年8月28日午後1時50分ごろ、伊那養護学校敷地内において、職員が草刈り作業中に跳ねた石により、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車に損害を与えた。

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

駒ヶ根市中沢2724番地 菅 沼 智 稔

(2) 損 害 賠 償 者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

当該事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として751,927円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その額の請求は一切しない。

令和5年度長野県一般会計予算の繰越しについて報告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項及び第150条第3項の規定により、令和5年度長野県一般会計繰越明許費繰越計算書及び令和5年度長野県一般会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告します。

令和5年度長野県一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					特定財源		一般財源
					既収入	未収入	
2 総務費	1 総務管理費	中長期修繕・改修事業費	251,888,000 ^円	229,415,000 ^円	0 ^円	171,000,000 ^円	58,415,000 ^円
2 総務費	2 企画費	鉄道振興対策費	90,584,000	64,583,000	0	0	64,583,000
2 総務費	2 企画費	バス等振興対策費	19,998,000	19,998,000	0	19,998,000	0
2 総務費	2 企画費	空港管理費	139,241,000	139,182,000	0	104,000,000	35,182,000
2 総務費	6 防災費	防災行政無線管理費	170,522,000	170,522,000	0	170,000,000	522,000
3 民生費	1 社会福祉費	エネルギーコスト削減促進事業費	450,000,000	301,090,000	0	301,090,000	0
3 民生費	1 社会福祉費	介護サービス質向上推進事業費	730,479,000	730,479,000	0	730,479,000	0

3	民	生	費	1	社会福祉費	地域医療介護総合確保基金 事業費	459,252,000	186,991,000	186,991,000	0	0
3	民	生	費	1	社会福祉費	地域介護・福祉空間整備等 施設整備事業費	57,742,000	6,082,000	0	6,055,000	27,000
3	民	生	費	1	社会福祉費	高齢者福祉施設災害等対策 事業費	1,038,000	1,038,000	0	1,038,000	0
3	民	生	費	1	社会福祉費	信州パースナル・サポート 事業費	7,225,000	7,225,000	0	7,225,000	0
3	民	生	費	1	社会福祉費	食料支援セーフティネット 構築支援事業費	36,855,000	36,855,000	0	36,855,000	0
3	民	生	費	2	児童福祉費	児童養護施設等の生活向上 のための環境改善事業費	11,400,000	11,176,000	0	7,451,000	3,725,000
3	民	生	費	2	児童福祉費	子どもの居場所づくり推進 事業費	9,000,000	4,349,000	0	4,349,000	0
3	民	生	費	2	児童福祉費	安心子ども基金事業費	55,380,000	27,800,000	27,800,000	0	0
3	民	生	費	3	障がい福祉費	障がい者スポーツ振興事業 費	19,977,000	19,977,000	0	19,977,000	0
3	民	生	費	3	障がい福祉費	施設訓練等自立支援給付事 業費	359,786,000	359,786,000	0	354,986,000	4,800,000
3	民	生	費	3	障がい福祉費	社会福祉施設等整備事業費	31,133,000	31,133,000	0	30,927,000	206,000
3	民	生	費	3	障がい福祉費	障がい者福祉センター運営 費	14,750,000	14,750,000	0	14,750,000	0
3	民	生	費	3	障がい福祉費	西駒郷運営費	373,464,000	241,464,000	0	195,000,000	46,464,000
4	衛	生	費	1	医務費	医療対策費	557,202,000	556,223,000	509,754,000	46,469,000	0
4	衛	生	費	1	医務費	へき地医療対策費	14,672,000	14,672,000	0	14,672,000	0

4	衛生費	1 医務費	看護専門学校費	158,000,000	158,000,000	0	142,000,000	16,000,000
4	衛生費	4 公衆衛生費	感染症対策費	1,097,129,000	1,097,129,000	0	1,095,696,000	1,433,000
4	衛生費	4 公衆衛生費	がん対策費	11,000,000	11,000,000	11,000,000	0	0
5	労働費	3 雇用対策費	中小企業物価高騰・人材不足対策業務改善事業費	49,655,000	49,579,757	0	49,579,757	0
6	環境費	1 環境管理費	地球温暖化対策事業費	326,244,000	326,244,000	0	326,244,000	0
6	環境費	1 環境管理費	再生可能エネルギー普及推進事業費	226,305,000	138,797,000	24,372,000	107,093,000	7,332,000
6	環境費	2 水環境費	水道施設整備促進費	866,369,000	617,158,000	0	617,158,000	0
6	環境費	3 環境自然保護費	自然公園管理事業費	15,950,000	15,950,000	0	11,000,000	4,950,000
6	環境費	3 環境自然保護費	自然公園施設整備事業費	84,734,000	83,677,000	1,936,000	80,445,000	1,296,000
7	農林水産業費	1 農業費	農産振興対策事業費	409,100,000	346,075,000	0	346,075,000	0
7	農林水産業費	1 農業費	野生鳥獣被害総合対策事業費	20,909,000	20,908,269	0	20,908,269	0
7	農林水産業費	1 農業費	新規就農者支援事業費	1,135,000	1,134,161	0	1,134,161	0
7	農林水産業費	1 農業費	農業大学校費	1,518,000	1,518,000	0	1,518,000	0
7	農林水産業費	1 農業費	園芸振興総合対策事業費	15,000,000	15,000,000	0	15,000,000	0
7	農林水産業費	1 農業費	特産物振興対策事業費	449,063,000	433,520,000	0	433,520,000	0

7 農林水産業費	1 農業費	次世代を担う農業経営体応援事業費	159,827,000	150,043,500	0	149,608,000	435,500
7 農林水産業費	1 農業費	地籍調査事業費	149,342,000	147,840,000	0	98,560,000	49,280,000
7 農林水産業費	2 畜産業費	地域畜産対策事業費	959,191,000	912,974,000	0	912,974,000	0
7 農林水産業費	2 畜産業費	食肉流通対策事業費	24,000,000	24,000,000	0	0	24,000,000
7 農林水産業費	2 畜産業費	家畜衛生対策事業費	102,542,000	102,416,000	0	39,569,000	62,847,000
7 農林水産業費	3 農地費	県営かんがい排水事業費	1,376,497,000	853,147,292	157,394,815	641,201,804	54,550,673
7 農林水産業費	3 農地費	県営畑地帯総合土地改良事業費	874,117,000	474,953,038	93,273,080	372,622,852	9,057,106
7 農林水産業費	3 農地費	経営体育成基盤整備事業費	1,070,370,000	825,947,598	133,109,959	679,096,329	13,741,310
7 農林水産業費	3 農地費	県営農道整備事業費	50,620,000	23,258,161	5,708,791	16,418,081	1,131,289
7 農林水産業費	3 農地費	県営中山間総合整備事業費	819,596,000	532,233,054	76,978,159	386,640,580	68,614,315
7 農林水産業費	3 農地費	団体営土地改良事業費	478,198,000	331,487,670	0	320,823,950	10,663,720
7 農林水産業費	3 農地費	地すべり対策事業費	368,970,000	230,887,255	0	221,056,128	9,831,127
7 農林水産業費	3 農地費	県営農村地域防災減災事業費	4,008,556,000	3,054,388,764	305,120,506	2,684,946,191	64,322,067
7 農林水産業費	3 農地費	団体営農村地域防災減災事業費	679,542,000	573,354,064	0	566,616,240	6,737,824
7 農林水産業費	3 農地費	県単農業農村整備事業費	5,725,000	3,376,000	0	1,000,000	2,376,000

7 農林水産業費	3 農地費	県単緊急農地防災事業費	114,901,000	60,480,200	0	56,000,000	4,480,200
7 農林水産業費	3 農地費	県単農地すべり対策事業費	139,121,000	125,165,800	0	120,000,000	5,165,800
7 農林水産業費	3 農地費	農業集落排水事業費	121,165,000	121,165,000	0	121,165,000	0
7 農林水産業費	4 林業費	高性能林業機械導入推進事業費	63,470,000	63,470,000	0	63,470,000	0
7 農林水産業費	4 林業費	特用林産産地振興総合対策事業費	14,883,000	13,334,000	0	13,334,000	0
7 農林水産業費	4 林業費	森林整備に直結する作業道整備事業費	24,010,000	17,885,000	0	17,885,000	0
7 農林水産業費	4 林業費	森林サービス産業総合対策事業費	1,740,000	1,740,000	1,740,000	0	0
7 農林水産業費	4 林業費	あたりまえに木のある暮らし推進事業費	4,372,000	4,234,000	4,234,000	0	0
7 農林水産業費	4 林業費	木材産業循環成長対策事業費	320,425,000	319,026,000	0	318,363,000	663,000
7 農林水産業費	4 林業費	未利用材等活用システム構築支援事業費	60,500,000	60,500,000	0	60,500,000	0
7 農林水産業費	4 林業費	公共林道事業費	302,480,000	234,837,000	9,005,900	215,007,000	10,824,100
7 農林水産業費	4 林業費	公共治山事業費	2,109,245,000	1,976,842,600	0	1,917,287,000	59,555,600
7 農林水産業費	4 林業費	緊急治山事業費	495,220,000	336,738,800	0	325,618,000	11,120,800
7 農林水産業費	4 林業費	県単治山事業費	406,294,000	295,310,000	0	263,000,000	32,310,000
7 農林水産業費	4 林業費	信州の森林づくり事業費	951,008,000	667,936,000	0	464,061,000	203,875,000

7	農林水産業費	5	水産業費	水産試験場費	1,726,000	1,726,000	1,726,000	0	0
8	商工費	1	商工費	産業振興企画費	35,041,000	35,041,000	0	35,041,000	0
8	商工費	1	商工費	中小企業支援センター事業費	42,326,000	42,326,000	0	42,326,000	0
8	商工費	1	商工費	新型コロナウイルス感染症経営支援事業費	806,236,000	704,689,878	0	704,689,878	0
8	商工費	1	商工費	エネルギーコスト削減促進事業費	1,292,008,000	1,109,426,137	0	1,109,426,137	0
8	商工費	1	商工費	特別高圧受電事業者電気料金負担軽減事業費	278,000,000	143,380,000	0	143,380,000	0
8	商工費	1	商工費	生活産業総合振興対策事業費	759,933,000	759,933,000	0	759,933,000	0
8	商工費	1	商工費	液化石油ガス価格高騰対策事業費	800,443,000	800,443,000	0	800,443,000	0
8	商工費	1	商工費	国内販路開拓事業費	4,453,000	4,453,000	0	4,453,000	0
8	商工費	1	商工費	海外販路開拓事業費	79,914,000	79,914,000	0	79,914,000	0
8	商工費	1	商工費	信州首都圏総合活動拠点運営事業費	101,096,000	100,107,000	0	48,475,000	51,632,000
8	商工費	2	観光費	観光業就業促進・生産性向上対策事業費	15,940,000	15,940,000	0	15,940,000	0
9	土木費	1	土木管理費	建設事務所等運営費	4,511,000	4,510,220	0	0	4,510,220
9	土木費	2	道路橋梁費	舗装補修費	311,091,000	64,106,000	0	61,258,300	2,847,700
9	土木費	2	道路橋梁費	橋梁補修費	10,871,512,000	6,705,000,028	0	6,486,113,808	218,886,220

9	土	木	費	2	道路橋梁費	災害除道路費	4,722,131,000	3,166,632,725	0	2,983,404,976	183,227,749
9	土	木	費	2	道路橋梁費	雪寒対策道路費	200,395,000	25,832,066	0	22,302,238	3,529,828
9	土	木	費	2	道路橋梁費	交通安全施設費	2,727,126,000	1,546,135,553	0	1,492,063,944	54,071,609
9	土	木	費	2	道路橋梁費	電線共同溝整備費	771,100,000	467,912,982	0	456,597,139	11,315,843
9	土	木	費	2	道路橋梁費	市町村基幹道路整備費	826,900,000	501,292,589	0	478,933,459	22,359,130
9	土	木	費	2	道路橋梁費	道路改築費	28,643,506,000	13,126,084,266	0	12,704,149,573	421,934,693
9	土	木	費	2	道路橋梁費	道路橋梁維持修繕費	2,160,360,000	1,772,589,307	0	970,000,000	802,589,307
9	土	木	費	2	道路橋梁費	県単道路舗装費	93,400,000	28,419,900	3,599,985	3,000,000	21,819,915
9	土	木	費	2	道路橋梁費	県単交通安全対策費	296,086,000	167,921,455	0	89,000,000	78,921,455
9	土	木	費	2	道路橋梁費	県単道路防災費	546,556,000	268,246,041	0	108,000,000	160,246,041
9	土	木	費	2	道路橋梁費	県単道路改築費	3,014,336,000	1,309,502,854	6,605,697	918,000,000	384,897,157
9	土	木	費	2	道路橋梁費	道路維持受託費	148,694,000	108,719,511	108,719,511	0	0
9	土	木	費	2	道路橋梁費	道路建設受託事業費	49,321,000	12,519,900	12,519,900	0	0
9	土	木	費	3	河川費	河川調査費	71,400,000	43,632,400	43,632,400	0	0
9	土	木	費	3	河川費	水防管理費	4,061,000	4,061,000	4,061,000	0	0

9	土	木	費	3	河川費	河川改修費	7,891,622,000	7,302,198,240	0	7,256,416,000	45,782,240
9	土	木	費	3	河川費	浸水対策重点地域緊急事業費	1,025,000,000	1,018,035,738	0	991,518,000	26,517,738
9	土	木	費	3	河川費	広域連携事業費	340,000,000	300,797,895	0	283,360,000	17,437,895
9	土	木	費	3	河川費	河川環境整備費	160,000,000	111,250,994	0	37,097,000	74,153,994
9	土	木	費	3	河川費	堰堤改良費	1,602,572,000	1,350,680,200	90,520,000	1,187,205,000	72,955,200
9	土	木	費	3	河川費	大規模特定河川事業費	2,172,250,000	1,326,678,362	0	1,302,718,000	23,960,362
9	土	木	費	3	河川費	令和元年河川災害復旧助成費	1,644,540,000	1,413,723,634	0	1,346,273,327	67,450,307
9	土	木	費	3	河川費	ダム建設費	881,513,000	599,816,098	0	589,079,000	10,737,098
9	土	木	費	3	河川費	県単河川維持費	1,553,981,000	942,919,842	0	785,000,000	157,919,842
9	土	木	費	3	河川費	県単河川改修費	1,813,950,000	1,296,863,434	0	1,131,000,000	165,863,434
9	土	木	費	3	河川費	県単河川環境改善費	89,397,000	88,228,800	0	0	88,228,800
9	土	木	費	3	河川費	河川受託事業費	497,943,000	363,835,000	363,835,000	0	0
9	土	木	費	4	砂防費	砂防等調査費	132,500,000	104,095,600	0	34,698,535	69,397,065
9	土	木	費	4	砂防費	通常砂防費	9,306,892,000	6,010,062,761	0	5,882,363,393	127,699,368
9	土	木	費	4	砂防費	火山砂防費	1,745,000,000	1,105,608,808	0	1,089,834,846	15,773,962

9	土	木	費	4	砂防費	火山噴火緊急減災対策費	112,800,000	95,182,000		0	91,191,000	3,991,000
9	土	木	費	4	砂防費	災害関連緊急砂防費	765,000,000	594,890,106		0	573,593,405	21,296,701
9	土	木	費	4	砂防費	特定緊急砂防費	217,000,000	143,778,348		0	138,889,174	4,889,174
9	土	木	費	4	砂防費	地すべり対策費	4,220,750,000	2,928,697,446		0	2,885,348,725	43,348,721
9	土	木	費	4	砂防費	急傾斜地崩壊対策費	3,939,204,000	3,052,010,051	183,189,132		2,821,797,477	47,023,442
9	土	木	費	4	砂防費	雪崩対策費	363,688,000	272,964,754		0	269,988,377	2,976,377
9	土	木	費	4	砂防費	県単砂防維持修繕費	104,531,000	62,966,000		0	19,000,000	43,966,000
9	土	木	費	4	砂防費	県単砂防費	379,407,000	293,892,737		0	186,000,000	107,892,737
9	土	木	費	4	砂防費	県単地すべり対策費	306,800,000	257,350,368		0	240,000,000	17,350,368
9	土	木	費	4	砂防費	県単急傾斜地維持修繕費	16,000,000	12,496,000		0	0	12,496,000
9	土	木	費	4	砂防費	県単急傾斜地崩壊対策費	440,021,000	377,812,974		0	350,000,000	27,812,974
9	土	木	費	5	都市計画費	流域下水道事業会計繰出金	35,621,000	22,493,750		0	0	22,493,750
9	土	木	費	5	都市計画費	街路費	3,904,250,000	1,959,096,288	195,606,023		1,699,841,000	63,649,265
9	土	木	費	5	都市計画費	都市公園事業費	4,888,565,000	2,902,692,200		0	2,833,645,000	69,047,200
9	土	木	費	5	都市計画費	県単街路費	172,817,000	97,137,489	13,733,972		12,000,000	71,403,517

9	土	木	費	5	都市計画費	県単公園事業費	107,359,000	29,964,176	0	0	29,964,176
9	土	木	費	5	都市計画費	街路受託事業費	715,000	523,954	523,954	0	0
9	土	木	費	6	住宅費	県営住宅居住環境改善事業費	1,482,487,000	967,675,000	0	856,350,000	111,325,000
9	土	木	費	6	住宅費	県営住宅等管理費	42,449,000	20,133,000	7,731,000	3,337,000	9,065,000
9	土	木	費	6	住宅費	県営住宅建替事業費	721,060,000	444,861,000	0	430,105,000	14,756,000
10	警	察	費	1	警察管理費	警察施設整備事業費	83,893,000	3,718,000	0	0	3,718,000
11	教	育	費	1	教育総務費	私立学校振興費	3,150,000	3,120,000	0	3,120,000	0
11	教	育	費	4	特別支援学校費	特別支援学校整備事業費	530,986,000	530,985,200	0	458,349,000	72,636,200
11	教	育	費	4	特別支援学校費	特別支援学校運営費	48,561,000	48,561,000	0	0	48,561,000
11	教	育	費	7	社会教育費	文化財総合対策費	10,529,000	10,500,000	0	0	10,500,000
11	教	育	費	8	保健体育費	社会体育振興費	14,399,000	14,399,000	0	0	14,399,000
12	災	害	復旧費	1	農林水産施設災害復旧費	耕地災害復旧事業費	554,249,000	287,459,860	0	287,459,860	0
12	災	害	復旧費	1	農林水産施設災害復旧費	公共林道災害復旧費	343,685,000	263,671,000	0	261,388,000	2,283,000
12	災	害	復旧費	2	公共土木施設災害復旧費	令和2年公共災害復旧費	812,000,000	802,672,038	0	802,504,645	167,393
12	災	害	復旧費	2	公共土木施設災害復旧費	令和3年公共災害復旧費	716,959,000	557,677,606	0	556,971,137	706,469

12 災 害 復 旧 費	2	公共土木施設災 害復旧費	令和 4 年公共災害復旧費	795, 000	794, 420	0	528, 638	265, 782
12 災 害 復 旧 費	2	公共土木施設災 害復旧費	令和 5 年公共災害復旧費	3, 487, 707, 000	2, 427, 172, 160	0	2, 426, 974, 978	197, 182
12 災 害 復 旧 費	3	県単土木施設災 害復旧費	令和 5 年県単災害復旧費	61, 000, 000	39, 831, 000	0	39, 000, 000	831, 000
合			計	143, 274, 825, 000	95, 011, 923, 126	2, 584, 421, 784	87, 211, 305, 311	5, 216, 196, 031

令和5年度長野県一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			特 定 財 源		一般財源	
								既収入	未収入		
2 総務費	総務管理費	未利用県有地有効活用費	8,646,000	6,000,000	2,646,000	0	2,646,000	0	0	2,646,000	年度内に支払義務が発生しなかったため
2 総務費	防災費	消防防災航空センター費	68,888,600	0	68,888,600	0	68,888,600	0	0	68,888,600	同上
3 民生費	社会福祉費	地域医療介護総合確保基金事業費	186,165,000	0	186,165,000	0	186,165,000	0	0	186,165,000	同上
7 農林水産業費	農業費	地籍調査事業費	64,987,500	28,162,500	36,825,000	0	36,825,000	0	24,550,000	12,275,000	同上
7 農林水産業費	農地費	県営農村地域防災減災事業費	346,500,000	2,368,270	344,131,730	0	344,131,730	37,854,491	306,272,452	4,787	同上
7 農林水産業費	林業費	公共林道事業費	49,940,000	16,310,000	33,630,000	0	33,630,000	3,722,000	28,615,000	1,293,000	同上
7 農林水産業費	林業費	緊急治山事業費	35,959,000	12,900,000	23,059,000	0	23,059,000	0	20,372,000	2,687,000	同上
9 土木費	河川費	令和元年河川災害復旧助成費	1,122,039,698	233,905,249	888,134,449	0	888,134,449	0	865,710,697	22,423,752	同上
9 土木費	都市計画費	街路費	908,359,792	841,930,967	66,428,825	0	66,428,825	6,642,882	56,537,000	3,248,943	同上
11 教育費	特別支援学校授業費	特別支援学校整備事業費	477,191,000	165,759,000	311,432,000	0	311,432,000	0	132,510,000	178,922,000	同上

12 災害復 旧費	農林水 産施設 1 災害復 旧費	公共林道災 害復旧費	171, 993, 000	139, 091, 000	32, 902, 000	0	32, 902, 000	0	同上
12 災害復 旧費	公共土 木施設 2 災害復 旧費	令和3年公 共災害復旧 費	270, 301, 000	54, 976, 000	215, 325, 000	0	215, 325, 000	0	同上
合		計	3, 710, 970, 590	1, 501, 402, 986	2, 209, 567, 604	0	2, 209, 567, 604	48, 219, 373	479, 258, 257

報 第 19 号

令和5年度長野県流域下水道事業会計予算の繰越しについて報告

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度長野県流域下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告します。

令和5年度長野県流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						企 業 債	国庫補助金	市 町 村 負 担 金	一般会計繰入金			
1 資本的支出	1 建設改良費	流域下水道事業費	円 8,431,214,000	円 4,097,372,242	円 2,337,598,500	円 336,804,500	円 1,347,070,000	円 637,986,250	円 15,737,750	円 1,996,243,258	円 0	年度内に支払義務が発生しなかったため
1 資本的支出	1 建設改良費	県単事業費	253,390,000	20,014,000	120,912,000	53,700,000	0	60,456,000	6,756,000	112,464,000	0	同上

報 第 20 号

令和5年度長野県電気事業会計予算の繰越しについて報告

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度長野県電気事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告します。

令和5年度長野県電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた な御資産 の購入限 度額	説 明
						企 業 債	損益勘定 留保資金	消費税及び 地方消費税 資本的収支 調整額			
1	資本的 支出	水力発電設 備整備費	円 22,850,266,386	円 17,463,832,478	円 1,535,004,100	円 1,293,000,000	円 102,458,276	円 139,545,824	円 3,851,429,808	円 0	年度内に 支払義務 が発生し なかった ため
1	資本的 支出	新規地点調 査費	36,112,324	7,375,500	1,500,000	0	1,363,637	136,363	27,236,824	0	同上

報 第 21 号

令和5年度長野県水道事業会計予算の繰越しについて報告

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度長野県水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告します。

令和5年度長野県水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要した資産の購入限度額	説明
						企業債	損益勘定留保資金	消費税及び地方消費税支調整額			
1 資本的支出	1 建設改良費	水道事業改良費	円 3,950,051,500	円 2,590,144,286	円 1,143,639,400	円 945,900,000	円 93,772,184	円 103,967,216	円 216,267,814	円 0	年度内に支払義務が生じなかったため

安全・安心な山岳観光の一層の推進を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
環 境 大 臣
デ ジ タ ル 大 臣

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

コロナ禍を経て、密を避けられるアクティビティ及び新たな旅行スタイルへの関心の拡大により、地域の特色ある自然環境を生かした旅行ニーズが高まっており、本県では山岳観光の振興に向け、国内外に向けた観光プロモーションの展開、登山ガイドの登録等により、更なる誘客を目指している。

安全・安心な山岳観光の実現に向けては、登山道及び遊歩道といった環境の整備が不可欠であり、その主な担い手は地方公共団体及び山小屋等の民間団体となっているが、地域によっては登山道の維持・管理主体が不明確で、地形的条件の厳しい山岳地域における継続的・安定的な環境整備には課題が多い。

また、山岳における観光客の増加に伴い、山岳遭難の発生件数は過去最多を更新しており、その多くは準備・計画不足が原因となっていることから、登山者の安全確保に向けた注意喚起及び啓発活動等の強化に加え、登山届の提出等における利便性向上のため、デジタル技術を活用した全国一律の仕組みづくりが求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、安全・安心な山岳観光の一層の推進を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 山岳環境の整備に向け、国、地方公共団体及び民間団体といった関係者の一層の連携強化を図りつつ、持続可能な管理のための財源を確保すること。
- 2 山岳における安全確保のために、国による国内外に向けた注意喚起及び自治体における啓発活動への支援を強化し、アプリでの登山届作成・提出をはじめとするデジタル技術を活用した全国一律の仕組みづくりを行うこと。

議 第 2 号

リニア中央新幹線の一刻も早い開業の実現を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

首都圏等との移動時間を大幅に短縮し、地域振興の起爆剤として期待されるリニア中央新幹線について、東海旅客鉄道株式会社（ＪＲ東海）が品川・名古屋間の令和９年の開業を断念したことを受け、沿線自治体のまちづくり等への影響が懸念されている。

開業時期が未定の中、産業・観光面では、長野県駅（仮称）建設予定地の自治体が開発を進める駅前広場等の計画変更を迫られ、企業誘致活動もできず、民間事業者においては、観光需要を当て込んだ設備を活用できない期間が長引く事案も発生している。生活環境面では、工事車両が生活圏で頻繁に行き交うことが騒音、振動及び交通安全上の問題として指摘されており、また、水資源への影響等、住民の不安が長期化することも懸念される。

リニア中央新幹線の開業効果を高めるためには、開業時期の明示及び工事に起因する生活環境問題に速やかな対応をするとともに、工期の遅れでまちづくりに影響が出ている自治体への支援、さらに、長野県駅を拠点とした二次交通に対する支援が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、リニア中央新幹線の一刻も早い開業実現に向け、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 品川・名古屋間の静岡工区について、関係自治体等の理解を得ながら早期着手を図り、速やかに具体的な開業時期を示すこと。
- 2 騒音・振動、水資源等、生活環境に対する問題が発生した際には、速やかな情報提供及び原因究明並びに応急・恒久的対策を講ずるとともに、必要に応じて自治体等との仲介役を務めるなど、問題解決に積極的に関わること。
- 3 ＪＲ東海と共に、駅周辺のまちづくり事業への支援・協力等、地域振興に資する取組を積極的に講ずること。
- 4 新技術の交通手段への技術的・財政的支援及びＪＲ飯田線の活用等の二次交通を充実させる取組を積極的に支援すること。

刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の
速やかな救済を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

無実であるにもかかわらず有罪とされる、いわゆるえん罪については、刑事訴訟法に基づく裁判のやり直し（以下「再審」という。）により救済が図られているが、再審手続の進め方については、法令において詳細に定められていないため、裁判所の広範な裁量に委ねられており、審理の適正さ及び公平性が損なわれかねない状況となっている。

再審の請求は、無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見した場合等に認められるため、とりわけ、捜査機関等の手元にある証拠の開示が重要となるが、その取扱いについても明文規定が存在していないことから、事件によって証拠開示の範囲に差が生じるほか、捜査機関により適切に証拠が保存されずに証拠開示の実効性が担保されないなどの懸念がある。

また、再審開始の決定がなされると、その後は公判において有罪又は無罪の立証が行われ、再審における最終的な判決が下されることになるが、検察官が再審開始の決定に対して不服申立てを行い、速やかに公判への移行ができない事例も相次いでおり、再審手続が更に長期化する傾向がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、えん罪被害者を速やかに救済するために、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 刑事訴訟法における再審手続について、証拠開示に関する規定を設けること。
- 2 再審手続における証拠開示の実効性を担保するため、証拠の適切な保存に関する規定を設けること。
- 3 刑事訴訟法の改正に当たっては、再審手続における、検察官による不服申立ての在り方についても検討すること。

国土強靱化の強力かつ計画的な推進
を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
国 土 交 通 大 臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣（防災）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、我が国における自然災害が激甚化・頻発化しており、本年1月に発生した能登半島地震では、人的被害及び住家被害に加え、電気・水道等の生活インフラにも甚大な被害が生じたことから、防災・減災に向けた国土強靱化の推進は、これまで以上に重要な課題となっている。

現在、国においては、令和7年度までを期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、自治体とともに国土強靱化の取組を推進している。また、昨年6月の「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の改正において、国土強靱化に関し実施すべき施策の内容及び目標を定めた「国土強靱化実施中期計画」を政府において策定することが新たに規定された。

今後も、国と自治体が一体となり、将来にわたって切れ目なく国土強靱化に取り組んでいくためには、現在の5か年加速化対策における計画的な事業の実施はもとより、5か年加速化対策終了後の取組に必要な予算・財源の十分な確保に向け、国土強靱化実施中期計画の早期策定が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、我が国の自然災害の発生状況を踏まえ、国民の命と財産を守る防災・減災対策を継続的・安定的に実施するため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、当初予算から必要な予算・財源について通常予算とは別枠で確保するなど、国土強靱化の取組を強力かつ計画的に推進するよう強く要請する。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
総 務 大 臣
財 務 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

地方公共団体は、子育て支援・医療・介護等の社会保障の充実、人口減少対策及び防災・減災事業の実施に加え、物価高騰への対応、脱炭素の推進等、担うべき役割が増大しており、これに必要な財政措置が課題となっている。

これらの多様なニーズに対応し、行政サービスの質を確保するためには、政府が地方公共団体の行政需要を的確に把握し、これに見合う地方交付税等の一般財源総額を確保することが不可欠である。

このような中、今年度の一般財源総額は前年度を上回る額が確保されたものの、地方公共団体においては、頻発化する大規模災害への対応、D Xの推進等の喫緊の課題並びにこれらに対応する人材の育成・確保に向けた財政運営がより一層求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地方公共団体がその担うべき役割を確実に果たすため、地方財政全体の安定確保に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 一般財源総額の確保に当たっては、社会保障、人口減少対策、防災・減災対策、D Xの推進等の地方公共団体の行政需要を的確に把握し、反映させるとともに、人材の育成・確保に向けて、人件費の充実を図ること。
- 2 地方交付税による財源保障機能及び財源調整機能の強化を図るとともに、特例的な措置である臨時財政対策債に頼らない自律的な地方財政の確立に引き続き取り組むこと。
- 3 地域間の税源偏在性を是正するための抜本的な解決策を協議すること。
- 4 地方財政計画における地方創生推進費については、持続可能な地域社会の維持・発展のために継続・拡充すること。

義務教育の更なる充実を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国は、教育の機会均等とその水準の維持向上を目的とした義務教育費国庫負担制度により教職員給与費の一部を負担するとともに、小学校における35人学級を計画的に整備することで少人数教育を推進している。

一方、現在の学校現場では、様々な要因・背景により不登校となる児童生徒への適切な支援や、障害のある児童生徒の特性に応じたきめ細やかな指導等、教職員において個々の事情を踏まえた丁寧な対応が求められている。

教職員が、悩みや困難を抱える児童生徒に寄り添って課題の解決を図りながら、十分な教材研究や授業準備を通じて豊かな学びを保障していくためには、安定した財源の下に必要な教職員を確保するとともに、児童生徒一人ひとりと向き合うことのできる環境の整備が不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、全ての児童生徒に行き届いた質の高い教育を実現するため、義務教育費国庫負担制度を引き続き堅持するとともに、少人数学級を一層推進するなど、義務教育の更なる充実を図るよう強く要請する。

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた
速やかな検討を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣 あ て
外 務 大 臣
女 性 活 躍 担 当 大 臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

女子差別撤廃条約選択議定書は、女性に対するあらゆる差別の撤廃を基本理念とする女子差別撤廃条約の実効性を高めるため、平成11年の国連総会において採択されたが、条約の締約国である日本は、選択議定書を批准していない。

選択議定書を批准した国々においては、条約によって保障された権利の侵害に関して、女性の個人・団体からの申し出に基づき、国連の女子差別撤廃委員会が当事国等に意見や勧告を行う権限を認める個人通報制度が適用されることから、女性の権利に関する司法判断に国際基準が反映されやすくなる。

個人通報制度の適用に当たっては、国内の司法制度・立法政策との関連での問題の有無、実施体制等に関して検討すべき課題があるが、政府の第5次男女共同参画基本計画には、ジェンダー平等に向けた強力な取組及び法制度・慣行を含めた見直しが必要であることが明記されたところであり、撤廃委員会による次回の日本報告審議が本年10月に迫る中、選択議定書の批准に向けて、議論の加速化が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、女性の権利及び自由の侵害を防止するための効果的な行動を実行する決意の下、女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな検討を行うよう強く要請する。

健康保険証の廃止の延期を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 あ て
厚 生 労 働 大 臣
デ ジ タ ル 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

いわゆる「マイナ保険証」は、患者の服用する薬剤や診療データを活用したより良い医療の提供等を目指し、本人の申請に基づいて、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる仕組みであり、政府は、マイナンバーカードに登録されたデータ等の総点検を終え、本年12月2日をもって健康保険証を廃止し、マイナ保険証への移行を進めることを決定した。

しかしながら、マイナ保険証の運用をめぐるのは、情報の誤登録等により、10割負担の医療費が請求される事態のほか、医療機関の窓口でのトラブル等が続いており、高齢者等の申請手続に困難を抱える人及び認証端末の操作方法等に不安を覚える方も多い。

マイナンバー制度は、デジタル社会の基盤となるものであり、その信頼性の確保は極めて重要な課題であることから、マイナ保険証に関連するトラブル等の防止対策及び移行に対する支援のほかに、その仕組み及び利点に関する丁寧な説明等を通じて国民の不安を払拭することで、マイナ保険証への円滑な移行を図る必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、誰一人取り残されない社会のデジタル化を推進するため、マイナ保険証に関連した誤登録等を防止する措置の強化、高齢者等に対する申請手続への支援等の施策を講ずることにより、その安定的な運用に向けた万全の体制が整うまでの間は、健康保険証の廃止を延期するよう強く要請する。

地域におけるこども誰でも通園制度（仮称）
の充実等を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
厚 生 労 働 大 臣
こども家庭庁長官
内閣府特命担当大臣（こども政策）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

こども誰でも通園制度（仮称）は、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな給付制度であり、令和8年度に全自治体で実施するため、法制度化に向けた準備が進められている。

現在は、各自治体で試行的事業が実施されているが、子育て世帯の保護者は孤立感及び不安感を抱えていることも多く、こうした孤立した育児に悩む家庭への支援としても期待が高まっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、育児及び多様なライフスタイルの両立に向け、こども誰でも通園制度（仮称）の充実を図るとともに、地域の実情に合わせた速やかな導入を促進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 認可保育所等の実施事業所が不足する地域においては、制度の導入促進を図るためにも、職員配置及び設備基準を満たすための財政的措置を含む支援策を講ずること。
- 2 制度の導入に併せて、保育士が不足している現状を踏まえ、保育士の労働条件の改善や、地域における保育人材の確保体制の充実・強化に向けた対応を検討すること。
- 3 全国の自治体で実施する給付制度であることを前提に、乳幼児数及び地理的特性によって利用時間のニーズにばらつきが生じることが想定されることから、利用時間の在り方について検討すること。
- 4 地域における他の子育て支援サービスも含めて、潜在的待機児童の解消も視野に入れた重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。

教員の処遇の抜本的な見直しを求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、教員の長時間労働に対する不安を背景に、公立学校の教員採用試験の志願者が全国的に減少する中、国が、昨年4月に公表した教員勤務実態調査では、公立小中学校の教員における平日1日当たりの在校等時間はおよそ11時間であり、学校現場での長時間労働が続いている状況にあることから、教員のなり手不足の深刻化が懸念される。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）では、給与月額の4％を教職調整額として一律に支給するが、時間外勤務手当は支給しないこととされており、この仕組みが、労働時間の把握及び管理に対する意識の希薄化を招き、教員の長時間労働が常態化する要因になっているとも言われている。

こうした中、国は、給特法の改正による教職調整額の引上げを視野に、教員確保のための方策について検討を進めているが、常態化する長時間労働を是正し、なり手不足を解消して学校現場の教員を増員するためには、時間外勤務手当の支給をはじめとする現在の給与体系の抜本的な見直しを通じて、教員の処遇改善を図ることが必要不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、学校現場を持続可能で魅力ある職場とし、将来にわたって学校教育を担う人材を確保するため、教員の処遇を抜本的に見直すよう強く要請する。

国の地方公共団体に対する補充的な指示
に関する地方自治法の条項の廃止を求め
る意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国における地方自治は、日本国憲法において保障されており、その仕組みや国と地方との関係については地方自治法で定められている。また、平成12年に施行された地方分権一括法において、国との関係が上下・主従から対等・協力へと改められる中で、地方公共団体は住民に身近な行政を自主的かつ総合的に担うこととされた。

こうした中、地方自治法の一部を改正する法律が今年19日に可決・成立し、大規模災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある際に、個別法に規定がなく指示が出せない場合でも、国が地方公共団体に対し「補充的な指示」ができるとする条項が特例として創設された。

しかしながら、今回の法改正では、指示が出される事態の類型及び判断基準が明確にされておらず、国の関与を最大限抑制すべき自治事務にまで指示することが可能になるなど、憲法で保障された地方自治の本旨や国との対等な関係を侵害する内容であることから、断じて容認することはできない。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地方自治の本旨及び地方分権の趣旨に鑑み、地方自治法に基づく国の恣意的な介入を防ぐため、国の地方公共団体に対する補充的な指示に関する地方自治法の条項を廃止するよう強く要請する。

国の地方公共団体に対する指示権の慎重
かつ適切な行使を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

今月19日、地方自治法の一部を改正する法律が可決・成立し、大規模災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、個別法に規定がなくても国が地方公共団体に対し必要な指示ができるとする、いわゆる「指示権」が特例として創設された。

現在、国による指示は、平成12年に施行された地方分権一括法において、個別法の規定に基づく場合及び法定受託事務の違法状態を是正する場合に限定されており、地方公共団体との関係を対等・協力とする原則の中で、国の関与は必要最小限にとどめられている。

今回の法改正では、国と地方公共団体の対等な関係は維持し、国が指示権を行使する際は、事前に対象となる地方公共団体の意見の聴取に努めるといった附帯決議も付されたことから、地方公共団体の実情を適切に踏まえた運用が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地方公共団体の自主的・自立的な運営を担保するため、附帯決議を踏まえ、地方公共団体との協議・調整を十分に行うなど、国の地方公共団体に対する指示権を慎重かつ適切に行使するよう強く要請する。

委 第 1 号

長野県議会委員会条例の一部を改正する 条例（案）

長野県議会委員会条例（昭和35年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中ケを削り、コをケとし、同条第5号に次のように加える。

ウ 収用委員会に関する事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置されている総務企画警察委員会の委員長、副委員長及び委員並びに危機管理建設委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置された総務企画警察委員会の委員長、副委員長及び委員並びに危機管理建設委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。

（提案理由）

長野県組織規則の一部改正に伴い、常任委員会の所管事項の改正を行うため。

全 議 員 様

長野県議会議長 山 岸 喜 昭

令和6年6月定例会において説明のため
議会へ出席を要求した者の氏名について

議会へ出席を要求した者の氏名は、下記のとおりです。

記

知 事	阿 部 守 一
副 知 事	関 昇 一 郎
危機管理監兼危機管理部長	前 沢 直 隆
企 画 振 興 部 長	清 水 裕 之
企画振興部交通政策局長	小 林 真 人
(6月25日から6月28日までの会議)	
総 務 部 長	渡 辺 高 秀
県 民 文 化 部 長	直 江 崇
県民文化部こども若者局長	高 橋 寿 明
(6月25日から6月28日までの会議)	
健 康 福 祉 部 長	笹 渕 美 香
環 境 部 長	諏 訪 孝 治
産 業 政 策 監	山 田 明 子
産 業 労 働 部 長	田 中 達 也
産業労働部営業局長	合 津 俊 雄
(6月25日から6月28日までの会議)	
観 光 ス ポ ー ツ 部 長	加 藤 浩
農 政 部 長	小 林 茂 樹
林 務 部 長	須 藤 俊 一
建 設 部 長	新 田 恭 士
建設部リニア整備推進局長	室 賀 莊 一 郎
(6月25日から6月28日までの会議)	
会 計 管 理 者 兼 会 計 局 長	尾 島 信 久
公 営 企 業 管 理 者	吉 沢 正
公 企 業 局 長 事 務 取 扱	
財 政 課 長	新 納 範 久
教 育 長	武 田 育 夫
教 育 次 長	米 沢 一 馬
教 育 次 長	曾 根 原 好 彦
警 察 本 部 長	鈴 木 達 也
警 務 部 長	小 野 田 博 通
監 査 委 員	増 田 隆 志

(写)

6 交第31号
令和 6 年(2024 年) 6 月13日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

長野県地域公共交通計画の策定について（報告）

長野県地域公共交通計画を策定したので、長野県基本計画の議決等に関する条例（平成17年条例第50号）第3条第1項の規定により報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

6 健福政第59号
令和6年（2024年）6月12日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

第3期信州保健医療総合計画の策定について（報告）

標記計画を策定したので、長野県基本計画の議決等に関する条例第3条第1項により報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

6 介第254号
令和6年(2024年)6月7日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

第9期長野県高齢者プランの策定について(報告)

標記計画を策定したので、長野県基本計画の議決等に関する条例第3条第1項により報告します。

(別冊は掲載を省略する)

(写)

6 障第 217 号
令和 6 年（2024 年）5 月 30 日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

長野県障がい者プラン2024（長野県障害者計画・第 7 期障害福祉計画・
第 3 期障害児福祉計画）の策定について（報告）

標記計画を策定したので、長野県基本計画の議決等に関する条例第 3 条第 1 項
により報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

6 健増第91号
令和 6 年(2024年) 6 月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和 5 年度における長野県の歯科口腔保健に関する施策の
実施状況について（報告）

長野県歯科口腔保健推進条例（平成22年条例第28号）第14条の規定により、県
が講じた歯及び口腔の健康づくりに関する施策の実施状況を報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

5環政第285号
令和6年(2024年)3月29日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策の実施状況について(報告)

長野県脱炭素社会づくり条例(令和2年条例第39号)第15条の規定により、2022年度(令和4年度)において県が講じた標記施策の実施状況につきまして、下記報告書のとおり報告いたします。

記

送付部数

長野県ゼロカーボン戦略に係る2022(令和4)年度 進捗と成果報告書【概要】	1部
長野県ゼロカーボン戦略に係る2022(令和4)年度 進捗と成果報告書	1部

(別冊は掲載を省略する)

(写)

6 産技第103号
令和 6 年(2024年) 6 月13日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

長野県伝統的工芸品産業振興施策の実施状況について（報告）

長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例（令和 5 年条例第15号）第15条の規定により、令和 5 年度に県が講じた伝統的工芸品産業振興に関する施策の実施状況を報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

6 監査第15号
令和 6 年(2024 年) 6 月10日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県監査委員	増	田	隆	志
同	青	木	孝	子
同	柄	澤	千	恵子
同	依	田	明	善

令和 5 年度行政監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第 2 項の規定による監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

（別紙は掲載を省略する）

(写)

6 監査第 4 号
令和 6 年(2024年) 4 月12日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 6 年 3 月28日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第235条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 6 年 2 月29日現在の令和 5 年度 2 月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で885,000円であった。

2 企業局所管関係

令和 6 年 2 月29日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 6 年 2 月29日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 6 年 2 月29日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

6 監査第 4－2 号
令和 6 年(2024年) 5 月14日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 6 年 4 月30日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第235条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 6 年 3 月31日現在の令和 5 年度 3 月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で885,000円であった。

(写)

6 監査第 4－3 号
令和 6 年(2024年) 6 月14日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 6 年 5 月28日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第235条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 6 年 4 月30日現在の令和 5 年度 4 月分（期外分）の一般会計及び公債費ほか10特別会計及び令和 6 年度 4 月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 及び別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で 885,000 円であった。

2 企業局所管関係

(1) 令和 5 年度 3 月分

令和 6 年 3 月31日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(2) 令和 6 年度 4 月分

令和 6 年 4 月30日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

(1) 令和 5 年度 3 月分

令和 6 年 3 月31日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 5 の

とおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(2) 令和6年度4月分

令和6年4月30日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙6のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

(1) 令和5年度3月分

令和6年3月31日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙7のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(2) 令和6年度4月分

令和6年4月30日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙8のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

発言通告者一覧表（一般質問・質疑）

= 6・6定例会 =

発言順位	氏 名	所属党派・議席	発言割当時間	発言の要旨
1	西 沢 正 隆	(自民党・53)	22分	県政一般について
2	小 林 東一郎	(改革信・45)	15分	県政一般について
3	奥 村 健 仁	(新政団・6)	10分	県政一般について
4	寺 沢 功 希	(自民党・31)	22分	県政一般について
5	竹 村 直 子	(改革信・1)	10分	県政一般について
6	山 口 典 久	(共産党・23)	14分	県政一般について
7	川 上 信 彦	(公明党・25)	13分	県政一般について
8	中 川 博 司	(改革信・37)	12分	県政一般について
9	小 林 陽 子	(改革信・2)	11分	県政一般について
10	佐 藤 千 枝	(改革信・10)	10分	県政一般について
11	丸 山 寿 子	(改革信・11)	11分	県政一般について
12	竹 内 正 美	(自民党・28)	22分	県政一般について
13	向 山 賢 悟	(自民党・17)	22分	県政一般について
14	勝 野 智 行	(公明党・13)	10分	県政一般について
15	両 角 友 成	(共産党・38)	14分	県政一般について
16	毛 利 栄 子	(共産党・47)	15分	県政一般について
17	グレート無茶	(新政団・5)	10分	県政一般について
18	早 川 大 地	(自民党・9)	22分	県政一般について
19	小 林 君 男	(無所属・12)	8分	県政一般について
20	垣 内 将 邦	(自民党・8)	22分	県政一般について
21	小 山 仁 志	(新政団・27)	10分	県政一般について
22	勝 山 秀 夫	(公明党・4)	10分	県政一般について
23	大 井 岳 夫	(自民党・19)	22分	県政一般について
24	青 木 崇	(自民党・7)	22分	県政一般について
25	林 和 明	(改革信・3)	11分	県政一般について
26	加 藤 康 治	(公明党・14)	10分	県政一般について
27	望 月 義 寿	(改革信・22)	9分	県政一般について
28	百 瀬 智 之	(新政団・26)	9分	県政一般について
29	埋 橋 茂 人	(改革信・35)	10分	県政一般について
30	小 林 あ や	(新政団・15)	9分	県政一般について
31	清 水 正 康	(新政団・16)	9分	県政一般について

特 別 委 員 会 委 員 名 簿
(6・6定例会) (順 序 不 同)

委員会名	定数	委 員			
		自 民 党	改 革 信	新 政 団	公 明 党
決算特別	12	山 田 英 喜	埋 橋 茂 人	清 水 正 康	勝 山 秀 夫
		丸 山 栄 一	望 月 義 寿		
		堀 内 孝 人	小 林 陽 子		
		大 畑 俊 隆			
		向 山 賢 悟			
		青 木 崇			
					和 田 明 子

令和6年6月定例会

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 の 要 旨	請願者の住所及び氏名	紹介議員の氏名	受 理 日	付 託 委 員 会
請第 8 号	さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保と義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書提出について	長野市旭町1098 長野県教職員組合 代表 相場 瑞樹	小 林 利 林 毛 東 一 郎 小 栄 君 子 男	6. 6. 21	環 境 文 教
請第 9 号	沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書提出について	上伊那郡中川村片桐2742 宮澤 学 外署名者113名	高 島 川 利 林 中 陽 博 栄 君 子 司 毛 子 男 小	6. 6. 25	県民文化健康福祉
請第 10号	健康保険証の廃止の延期を求める意見書提出について	長野市県町532-3 長野県退職者連合 会長 善財 保	小 林 東 一 郎	6. 6. 25	県民文化健康福祉

令和6年6月定例会

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 の 要 旨	陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名	受 理 年 月 日	付 託 委 員 会
陳第 230号	社会教育施設の充実について	長野県町村会 会長 羽田 健一郎	6. 4. 1	産業観光企業
陳第 231号	社会教育施設の充実について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6. 4. 1	産業観光企業
陳第 232号	育休退園制度廃止を求めることについて	上高井郡小布施町大字小布施282-2 深谷 千咲	6. 4. 1	県民文化健康福祉
陳第 233号	登校支援に係る加配教員の配置拡充について	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	環境文教
陳第 234号	欠員対策のための教員配置事業におけるサポートに入る 教員の増員について	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	環境文教
陳第 235号	市町村教育委員会主催の県費教職員を対象とする研修に 要する費用について	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	環境文教
陳第 236号	スクールソーシャルワーカーの拡充について	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	環境文教
陳第 237号	地域少子化対策重点推進交付金結婚新生活支援事業の制 度・運用の見直しについて	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	県民文化健康福祉
陳第 238号	児童福祉施設における子育て短期支援事業の利用のため の制度等の見直しについて	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	県民文化健康福祉
陳第 239号	精神障がい者の福祉医療費給付事業における県補助の対 象範囲拡大について	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	県民文化健康福祉

陳 1

陳第 240号	障がい者の福祉医療費給付事業における県補助の対象範囲拡大について	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	県民文化健康福祉
陳第 241号	民生委員・児童委員制度の在り方及び負担軽減について	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	県民文化健康福祉
陳第 242号	在宅酸素等電子医療機器利用者に対する非常用電源設置等助成について	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	県民文化健康福祉
陳第 243号	新生児マススクリーニング検査に関する実証事業の実施について	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	県民文化健康福祉
陳第 244号	妊婦一般健康診査の結果提供体制の整備について	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	県民文化健康福祉
陳第 245号	行政処分等に伴う自立支援給付費等負担金の返還に係る制度の見直しについて	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	県民文化健康福祉
陳第 246号	障害者相談支援事業の社会福祉事業としての位置づけについて	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	県民文化健康福祉
陳第 247号	医療的ケア児等総合支援事業の補助金交付対象の拡充について	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	県民文化健康福祉
陳第 248号	長野県地域福祉総合助成金交付事業における心身障がい児（者）タイムケア事業の基準額の見直しについて	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	県民文化健康福祉
陳第 249号	国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	環境 文教
陳第 250号	農畜産物の適正な価格形成実現に向けた取組みについて	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	農 政 林 務
陳第 251号	酒造好適米の数量確保に向けた制度運用の検討及び生産の支援について	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	農 政 林 務

陳 2

陳第 252号	長野県産そばの更なるブランド化に向けた取組みについて	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	農	政	林	務
陳第 253号	利用権設定等促進事業の廃止に伴う農地中間管理事業への円滑な移行に対する支援について	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	農	政	林	務
陳第 254号	公共施設や建築物一般における木材の利用促進について	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	農	政	林	務
陳第 255号	鳥獣被害防止総合対策交付金（捕獲補助金）の増額要望について	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	農	政	林	務
陳第 256号	ツキノワグマの捕獲対策と支援の拡充について	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	農	政	林	務
陳第 257号	被災建築物応急危険度判定士養成講習会受講資格要件の拡充について	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	危	機	管	理 建 設
陳第 258号	既存木造住宅耐震改修工事費の補助対象範囲の拡充について	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	危	機	管	理 建 設
陳第 259号	住宅・建築物の耐震改修工事に対する県の補助制度の拡充について	長野県市長会 会長 東御市長 花岡 利夫	6. 5. 21	危	機	管	理 建 設
陳第 260号	農業農村整備の推進について	長野市大字南長野字宮東452-1 長野県土地改良事業団体連合会 会長 藤原 忠彦	6. 5. 29	農	政	林	務

陳 3

(写)

請 願 取 下 願

令和6年6月21日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

請 願 者

長野市下駒沢89-7

信州と沖縄を結ぶ会

共同代表 古 川 富 三

外署名者1,603名

令和5年12月5日付けで提出しました次の請願を、下記の理由により、取り下げたいので、許可してください。

なお、この請願を紹介した議員も、この旨了承されております。

請第 6 号 沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を新基地などの埋立てに使用しないことを求める意見書提出について

記

取下げの理由 諸般の状況を勘案し、改めて提出するため。

県民文化健康福祉委員会審査報告書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

県民文化健康福祉委員長 小 山 仁 志

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 県民文化健康福祉委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 3 款 民 生 費

第 4 款 衛 生 費

第 4 号 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例案

第 5 号 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

第 6 号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

第 7 号 国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例案

第 8 号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 11 号 児童保護措置事務に係る損害賠償について

報第 1 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 3 款 民 生 費

第 4 款 衛 生 費

県民文化健康福祉委員会請願審査報告書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

県民文化健康福祉委員長 小 山 仁 志

次の請願は、下記の理由により、不採択とすべきものと決定しました。

請第 10号 健康保険証の廃止の延期を求める意見書提出について

記

不採択の理由

議第8号「健康保険証の廃止の延期を求める意見書案」が否決されているため。

県民文化健康福祉委員会陳情審査報告書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

県民文化健康福祉委員長 小 山 仁 志

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 237号 地域少子化対策重点推進交付金結婚新生活支援事業の制度・運用の見直しについて
- 陳第 238号 児童福祉施設における子育て短期支援事業の利用のための制度等の見直しについて
- 陳第 241号 民生委員・児童委員制度の在り方及び負担軽減について
- 陳第 243号 新生児マススクリーニング検査に関する実証事業の実施について
- 陳第 245号 行政処分等に伴う自立支援給付費等負担金の返還に係る制度の見直しについて
- 陳第 246号 障害者相談支援事業の社会福祉事業としての位置づけについて

閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

県民文化健康福祉委員長 小 山 仁 志

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 請第 9号 沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書提出について
- 陳第 5号 妊婦歯科健康診査及び成人歯周病検診における県内市町村間相互乗入れ制度の整備について
- 陳第 7号 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について
- 陳第 34号 木曽郡の医療充実に向けての支援について
- 陳第 37号 保育士確保の一体的・広域的な取組みについて
- 陳第 42号 埋蔵文化財（出土品）の保管について
- 陳第 45号 重症心身障がい児（者）及び医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援体制の拡充について
- 陳第 54号 子ども医療費完全無料化について
- 陳第 120号 不妊治療に関する支援の強化について
- 陳第 122号 国民健康保険料（税）の軽減拡大について
- 陳第 123号 長野県福祉医療費制度の拡大について
- 陳第 144号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
- 陳第 178号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
- 陳第 232号 育休退園制度廃止を求めることについて
- 陳第 239号 精神障がい者の福祉医療費給付事業における県補助の対象範囲拡大について

- 陳第 240号 障がい者の福祉医療費給付事業における県補助の対象範囲拡大について
- 陳第 242号 在宅酸素等電子医療機器利用者に対する非常用電源設置等助成について
- 陳第 244号 妊婦一般健康診査の結果提供体制の整備について
- 陳第 247号 医療的ケア児等総合支援事業の補助金交付対象の拡充について
- 陳第 248号 長野県地域福祉総合助成金交付事業における心身障がい児（者）タイムケア事業の基準額の見直しについて

- (1) 県民生活及び芸術文化について
- (2) 次世代育成支援について
- (3) 私学振興対策について
- (4) 社会福祉の充実について
- (5) 医療対策について
- (6) 公衆衛生対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

産 業 観 光 企 業 委 員 会 審 査 報 告 書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

産業観光企業委員長 宮 下 克 彦

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 産業観光企業委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 8 款 商 工 費

第 12 号 水道管の漏水事故に係る損害賠償について

報第 1 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 5 款 労 働 費

第 8 款 商 工 費

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

産業観光企業委員長 宮 下 克 彦

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 4号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書
提出について

陳第 230号 社会教育施設の充実について

陳第 231号 社会教育施設の充実について

- (1) 商業及び工業の振興について
- (2) 雇用、人材育成について
- (3) 労働対策について
- (4) 観光の振興について
- (5) スポーツの振興について
- (6) 公営企業の管理運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

農 政 林 務 委 員 会 審 査 報 告 書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

農政林務委員長 中 川 博 司

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 農政林務委員会

第 13 号 県営かんがい排水事業菅平地区菅平小水力発電施設建設工事変更委託契約の締結について

報第 1 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 7 款 農林水産業費

農政林務委員会陳情審査報告書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

農政林務委員長 中 川 博 司

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 250号 農畜産物の適正な価格形成実現に向けた取組みについて
- 陳第 251号 酒造好適米の数量確保に向けた制度運用の検討及び生産
の支援について
- 陳第 252号 長野県産そばの更なるブランド化に向けた取組みについ
て
- 陳第 253号 利用権設定等促進事業の廃止に伴う農地中間管理事業へ
の円滑な移行に対する支援について
- 陳第 254号 公共施設や建築物一般における木材の利用促進について
- 陳第 255号 鳥獣被害防止総合対策交付金（捕獲補助金）の増額要望
について
- 陳第 256号 ツキノワグマの捕獲対策と支援の拡充について
- 陳第 260号 農業農村整備の推進について

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

農政林務委員長 中 川 博 司

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- (1) 農業及び水産業の振興対策について
- (2) 農業・農村の活性化対策について
- (3) 林業の振興対策について
- (4) 林業・山村の活性化対策について
- (5) 森林整備について
- (6) 農林業の災害対策について

2 継続調査を必要とする理由

なお慎重に調査を要するため。

危機管理建設委員会審査報告書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

危機管理建設委員長 大 畑 俊 隆

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 危機管理建設委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 6 項 防災費

第 7 項 災害救助費

第 9 款 土 木 費

第 14 号 一般国道141号道路改築工事（海尻）委託契約の締結について

第 15 号 一般国道418号道路改築工事（天竜川橋 2 工区）請負契約の締結について

第 16 号 一般国道141号道路改築工事（平原大橋）変更請負契約の締結について

第 17 号 一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事（新万年橋 2 工区）変更請負契約の締結について

第 18 号 一般県道上飯田線道路改築工事（共和）変更委託契約の締結について

第 19 号 一般県道上松南木曽線道路改築工事（読書ダムから戸場 1 号トンネル）変更請負契約の締結について

第 20 号 一級河川諏訪湖河川改修工事（釜口水門）請負契約の締結について

第 21 号 一級河川求女川河川改修工事（鉄道交差部整備）変更委託契約の締結について

第 22 号 一級河川千曲川災害復旧助成工事（百合居橋）変更請負契約の締結について

第 23 号 一級河川千曲川災害復旧助成工事（箕作から月岡 1 工区）変更請負契約の締結について

第 24 号 一級河川千曲川災害復旧助成工事（箕作から月岡 2 工区）変更請負契約の締結について

第 25 号 令和 2 年公共土木施設災害復旧工事（足瀬 3 工区）変更請負契約の締結について

報第 1 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 6 項 防災費

第 9 款 土 木 費

第 12 款 災害復旧費

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

危機管理建設委員長 大 畑 俊 隆

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 5号 千曲大橋（長野市長沼・須坂市豊洲間）県道建設の早期事業化について

陳第 16号 景観計画策定に要する経費に対する補助制度の創設について

陳第 18号 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金に係る補助対象項目の復活について

陳第 19号 都市計画基礎調査に係る県からの委託料の増額について

陳第 50号 準中型車両以上及び特殊車両免許取得費用に係る補助制度の創設について

陳第 221号 県内有料道路の料金回収所のキャッシュレス化について

陳第 257号 被災建築物応急危険度判定士養成講習会受講資格要件の拡充について

陳第 258号 既存木造住宅耐震改修工事費の補助対象範囲の拡充について

陳第 259号 住宅・建築物の耐震改修工事に対する県の補助制度の拡充について

- (1) 危機管理対策について
- (2) 災害対策の調整について
- (3) 道路整備事業について
- (4) 河川・砂防等治水事業について
- (5) 高速自動車国道関連公共土木施設の整備について
- (6) 高速鉄道網の整備について
- (7) 都市計画事業について

- (8) 住宅及び建築行政について
- (9) 災害対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

環 境 文 教 委 員 会 審 査 報 告 書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

環境文教委員長 花 岡 賢 一

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 環境文教委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 6 款 環 境 費

第 11 款 教 育 費

第 2 条 債務負担行為の補正

報第 1 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 6 款 環 境 費

第 11 款 教 育 費

環 境 文 教 委 員 会 請 願 審 査 報 告 書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

環境文教委員長 花 岡 賢 一

次の請願は、採択すべきものと決定しました。

請第 8 号 さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保
と義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書
提出について

環 境 文 教 委 員 会 陳 情 審 査 報 告 書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

環境文教委員長 花 岡 賢 一

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 249号 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

環境文教委員長 花 岡 賢 一

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 陳第 21号 生徒会等役員選任において、生活困難世帯の生徒に対し、負担軽減を求めることについて
- 陳第 40号 代替講師不足への柔軟な対応について
- 陳第 52号 公立高校が魅力的で特色ある学校づくりを進めるとともに、一人でも多くの生徒が希望する進路を実現できるための支援を求めることについて
- 陳第 63号 専科教員の配置および教育体制の支援強化について
- 陳第 64号 学校司書配置のための県費支援事業の創設について
- 陳第 65号 運動部活動の地域移行に係る支援について
- 陳第 66号 県内町村の学校給食無償化のための財政支援について
- 陳第 67号 学級編制に関することについて
- 陳第 93号 木曽谷の教育振興について
- 陳第 95号 特別支援教育の支援充実について
- 陳第 96号 木曽の児童生徒が教育的不利にならないための対応について
- 陳第 97号 木曽郡の実情に合わせた魅力ある高校づくりについて
- 陳第 98号 中学校部活動の地域移行のあり方について
- 陳第 99号 教員業務支援員の配置について
- 陳第 124号 児童生徒に寄り添った教育環境の充実について
- 陳第 125号 義務教育における教育環境の充実について
- 陳第 127号 県立高校一人1台タブレット端末の公費導入を求めることについて
- 陳第 137号 教育環境の整備について
- 陳第 171号 教育環境の整備について
- 陳第 201号 高校募集定員・高校再編・高校入試制度改革について

- 陳第 202号 特別支援教育の充実について
陳第 203号 へき地手当支給率の改善について
陳第 204号 教職員数の増員について
陳第 205号 学校における働き方改革について
陳第 208号 30人規模学級の継続について
陳第 209号 日本語指導・外国籍等児童生徒支援指導の充実について
陳第 210号 不適応・不登校児童生徒への支援充実について
陳第 211号 養護教諭に対する代替措置について
陳第 212号 教育予算の確保について
陳第 233号 登校支援に係る加配教員の配置拡充について
陳第 234号 欠員対策のための教員配置事業におけるサポートに入る
教員の増員について
陳第 235号 市町村教育委員会主催の県費教職員を対象とする研修に
要する費用について
陳第 236号 スクールソーシャルワーカーの拡充について

- (1) 環境の保全対策について
- (2) 廃棄物対策について
- (3) 学力の向上について
- (4) 児童・生徒の健全育成について
- (5) 中等教育の改善充実について
- (6) 教育環境の整備充実について
- (7) 人権教育及び特別支援教育の充実について
- (8) 生涯学習の振興について
- (9) 教育機関の運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

総務企画警察委員会審査報告書

令和6年7月4日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

総務企画警察委員長 寺 沢 功 希

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 総務企画警察委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案中

第 1 条 歳入歳出予算の補正中

歳 入 全 部

歳 出

第 2 款 総 務 費

第 1 項 総務管理費

第 2 項 企画費

第 10 款 警 察 費

第 14 款 諸 支 出 金

第 3 条 地方債の補正

第 2 号 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

第 3 号 長野県県税条例の一部を改正する条例案

第 9 号 県庁災害対策用発電設備工事請負契約の締結について

第 10 号 県民文化会館舞台機構改修工事請負契約の締結について

報第 1 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分報告中

第 1 条 歳入歳出予算の補正中

歳 入 全 部

歳 出

第 2 款 総 務 費

第 1 項 総務管理費

第 2 項 企画費

第 4 項 市町村振興費

第 10 款 警 察 費

第 13 款 公 債 費

第 14 款 諸 支 出 金

第 2 条 地方債の補正

報第 2 号 長野県県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年7月4日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

総務企画警察委員長 寺 沢 功 希

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 7号 日本国憲法の理念を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める意見書提出について

陳第 1号 一般家庭で使用する除雪機の購入に対する補助制度について

陳第 200号 住宅除雪支援事業の拡充について

陳第 217号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書提出について

陳第 220号 バス等公共交通における支援策、固定資産税の減免措置及び免税軽油制度の継続について

- (1) 県行政の総合的な企画調整について
- (2) 県財政事情について
- (3) 行政組織・機構及び県有財産の管理について
- (4) 市町村行財政について
- (5) 国際交流について
- (6) 警察施設及び装備の整備について
- (7) 防犯及び少年非行防止対策について
- (8) 交通指導取締り対策及び交通安全施設の整備について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

令和 6 年 6 月 28 日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

決算特別委員長 清 水 正 康

当委員会は、下記の事件を閉会中も継続して調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- (1) 令和 5 年度長野県一般会計及び令和 5 年度長野県特別会計の決算状況に関する事項
- (2) 令和 5 年度長野県総合リハビリテーション事業会計、令和 5 年度長野県流域下水道事業会計、令和 5 年度長野県電気事業会計及び令和 5 年度長野県水道事業会計の決算状況に関する事項

2 継続調査を必要とする理由

なお慎重に調査を要するため。

令和6年6月定例会

受付締切後提出された陳情

受理番号	陳情の要旨	陳情者の住所及び氏名	受理年月日	付託委員会
陳第 264号	県立武道館の検討を求めることについて	佐久市中込3541-15 野村 民夫	6. 6. 26	産業観光企業